

平成28年2月

平成27年度
高等専修学校の実態に関する
アンケート調査報告書

全国高等専修学校協会
制度改善研究委員会

目 次

平成27年度「高等専修学校の実態に関するアンケート調査」 報告書

まえがき	1
------	---

第1章 集計結果まとめ

I. 就学支援金支給状況・家庭環境・不登校生徒・発達障がい等のある生徒	
1 就学支援金支給状況及び関連項目	3
2 不登校生徒数、高校中退・既卒生徒数、外国人生徒数	6
3 発達障がいのある生徒数	7
4 平成26年度卒業者の状況	9
II. 学校における保険制度について	
1 日本スポーツ振興センター災害傷害給付への加入について	9
III. 自己評価	
1 実施状況及び評価項目ならびに重点項目	10
2 自己評価の結果及び成果	13
3 実施していない理由	14
IV. 学校関係者評価	15
V. 第三者評価	16
VI. 教育活動情報の公開	17

第2章 総括

まとめ	19
-----	----

○【参考資料1】大阪府、愛知県、東京都における高等専修学校の授業料軽減制度及び高等専修学校生徒数の推移	23
○【参考資料2】高等学校における発達障がいのある生徒の在籍状況について	31
○通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある児童生徒に関する調査結果	31
○大学等における発達障がいのある学生の在籍状況について	32
○調査票	33
○平成27年度高等専修学校への都道府県の助成状況	40
○全国高等専修学校協会 制度改善研究委員会名簿	41

まえがき

全国高等専修学校協会
制度改善研究委員会
委員長 大岡 豊

高等専修学校の在籍者数は、わずかながらではあります、増加しています（40,057人→40,095人）

少子化が非常に速いスピードで進んでいる環境の中で、生徒数の増加は、高等専修学校への理解が深まり、社会的認知が増しているものと推察されます。

このことは、各学校は一人ひとりの生徒の教育に真摯に取り組み、しっかりととした進路を確保している証左である一方で、今回の調査をはじめ、各種のデータに基づく教育振興諸施策が実を結びつつあると存じます。

平成22年度から実施されている高等学校等就学支援金の対象に組み込まれ、平成25年度には、授業料軽減に関する地方交付税の拡充を認めて頂き、地方自治体における授業料軽減は、現在のところ、過半数を超える都道府県（31都道府県）で実施されるに至っています。

これもひとえに会員校はじめ関係各位のご尽力の賜と改めて感謝申し上げます。

さて、今般実施しました「平成27年度 高等専修学校の実態に関するアンケート調査」は平成24年度より実施し、4年目を迎え、確かなデータとして周知されるようになりました。主な調査内容は、「高等専修学校における教育支援に関する実態調査」「高等専修学校の学校評価及び情報公開の啓発に関するアンケートを調査」に加え、昨年度より「学校における保険制度に関するアンケート調査」を加えて実施し、回答率は62.3%となっております。当初に比べ、回答数が増加しておりますが、より一層のご理解ご協力を重ねてお願い申し上げます。

専修学校をとりまく環境として、平成26年4月より、専門課程においては、「職業実践専門課程」の認定制度が始動し、平成27年度には全国で673校、2,042学科となり、また、職業専門大学（仮称）に向けた取り組みについて文科省中央教育審議会「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する特別部会」で検討され、平成31年4月開設に向けた取り組みが行われています。

高等専修学校においては、多様な人材育成の観点から、平成27年11月より、教育再生実行会議（座長・鎌田薰早稲田大学総長）の委員に、新たに当協会の清水信一会長（武藏野東高等専修学校校長）が選任され、精力的な会合、取り組みが行われています。

このような状況を踏まえ、高等専修学校はどのような方向性で振興していくのか、一層

の充実・改善に必要な方策を実現するために、高等専修学校教育への更なる理解・支援を得て、様々な振興方策を着実に実現していくことにより、道は開けていくものであると確信しています。

これらの状況の中で、会員校が互いに切磋琢磨しつつ、一致協力して、取り組むことが肝要であると考えております。このような観点から、昨年度に引き続き、会員校の皆様に実行、協力して頂きたいことが3点あります。

①「専修学校における学校評価ガイドライン」及び「情報提供等への取組に関するガイドライン」に基づく学校評価及び情報公開の推進

情報公開は、学校教育法において義務化されている中で、高等専修学校における実施率は増加しているものの未だ十分ではありません。公的な教育機関として、説明責任を果たすことは、国や地方公共団体に対しての財政支援を求めるための基本要件であり、高等専修学校の社会的信頼性のなお一層の向上に必要不可欠であります。

②発達障がいのある生徒への財政支援の実現

東京都の私立高等学校には、発達障がいのある生徒一人当たり 1,417 千円の経常費補助ですが、高等専修学校は、392 千円の補助にとどまっています。これは明らかに格差、差別であり、平成28年4月より「障害者差別解消法」が施行されるこの時期に、一層の格差是正を求ることは何より重要となります。

③学校保険制度確立に向けた取り組み

学校保険制度に関しては、技能連携制度でカバーされる範囲とそれ以外の部分との認識が十分でなく、イザという時に役立たないことが想定されます。保護者対応も難しさを増す中で、当協会としては、学校保険制度の充実に向けた特別委員会を設置し、一層の充実を期すと共に、万一に備えた方策として積極的に取り組みたいと考えております。

この報告書は会員校の皆様のご理解とご協力により、貴重な基礎データとなっています。このデータを十分に活用頂き、各都道府県の専門協会での活動に寄与し、各地方自治体に対して、補助・助成の増額、地方交付税の拡充などについて、しっかりと声にして、高等専修学校への財政支援を求めて欲しいと切に願っています。

会員校におかれましては、教育のますますの充実、情報公開の推進に取り組まれていることと存じますが、地域になくてはならない教育機関としての確固たる地位を不動のものとして、高等専修学校を必要とする生徒のためにも、社会的認知、地位向上を一層深化させることが必要不可欠であります。

「高等専修学校の実態に関するアンケート調査」集計結果まとめ

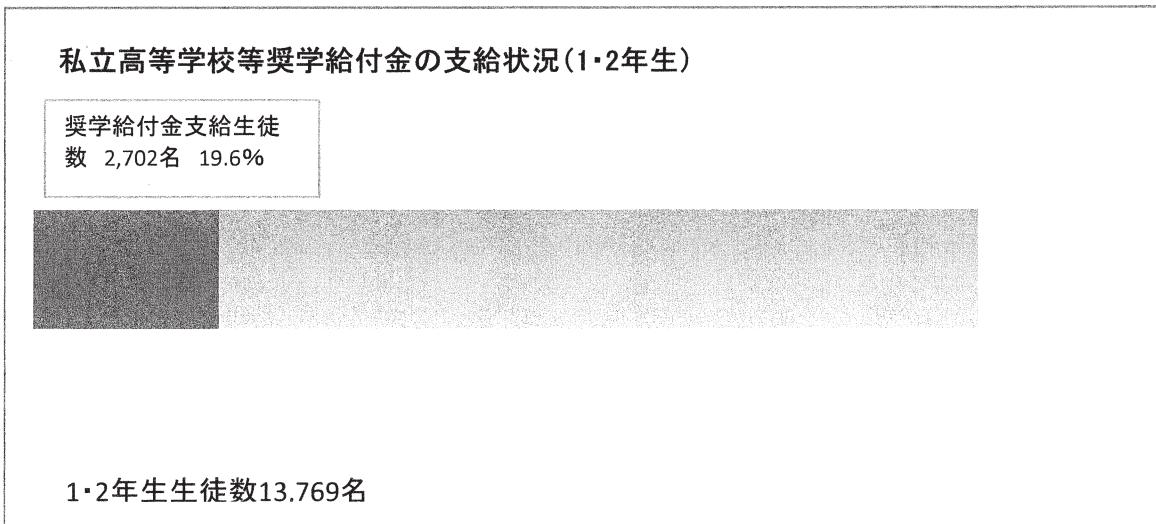
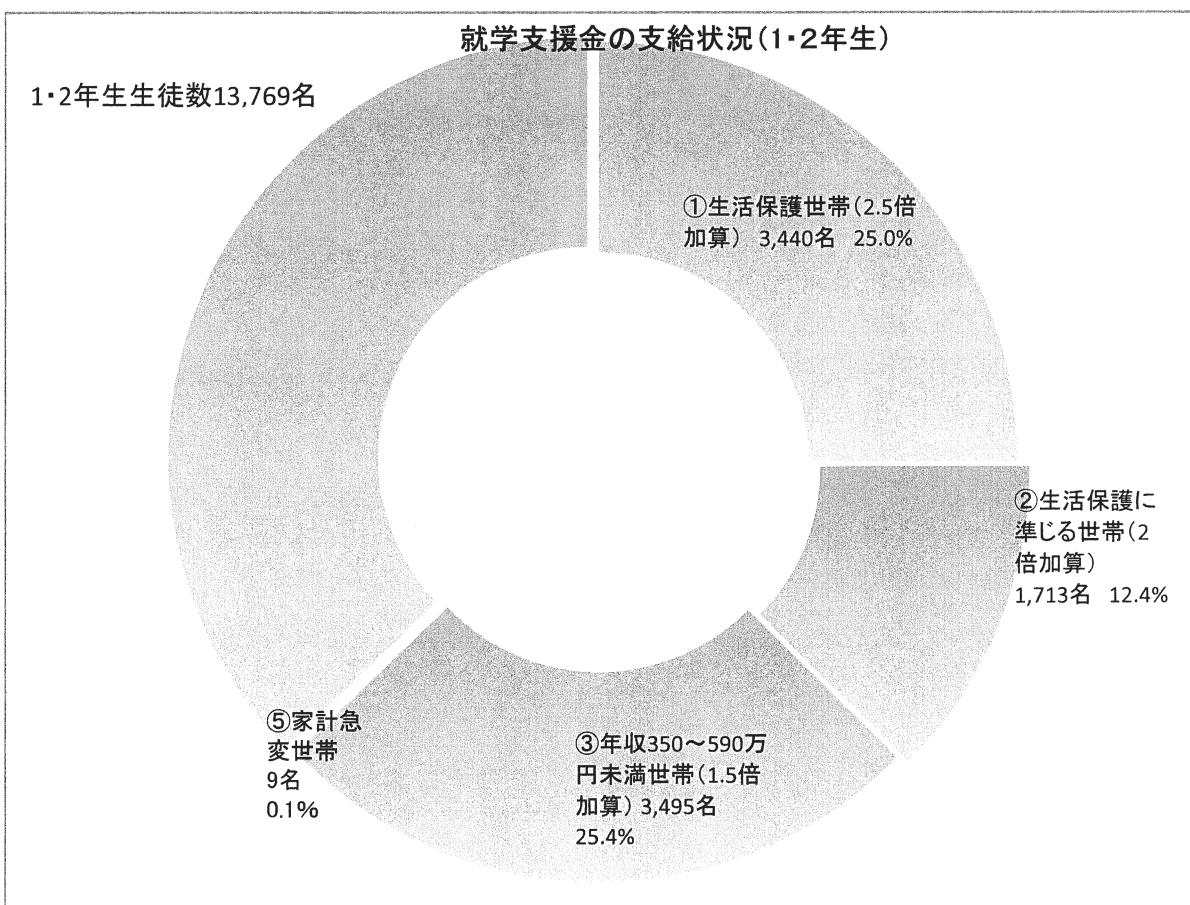
・調査期間：平成27年10月26日～11月16日

・調査対象：全国高等専修学校協会会員校204校に調査票を郵送。127校から回答(回収率62.3%)

I. 就学支援金支給状況・家庭環境・不登校生徒・発達障がい等のある生徒

問1. 貴校の就学支援金の支給状況について、該当する生徒数を記入してください(1・2年生対象)。

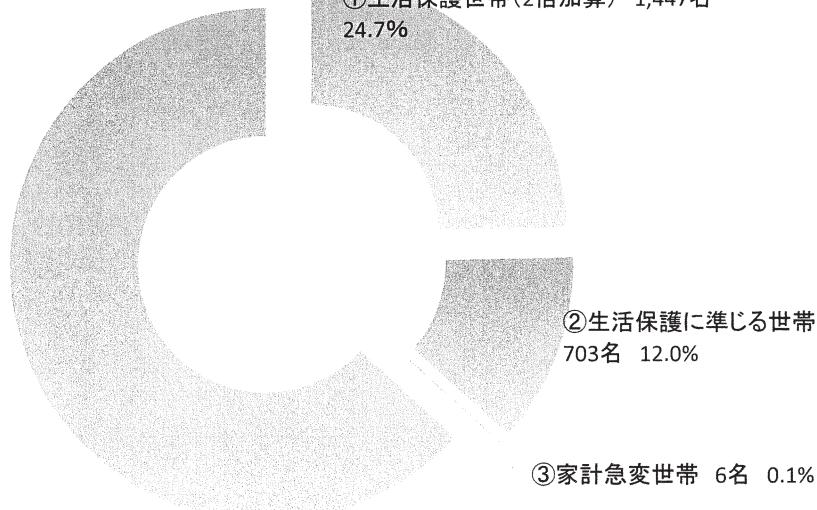
1・2年生生徒数	①生活保護世帯(2.5倍加算)	②生活保護に準じる世帯(2倍加算)	③年収350～590万円未満(1.5倍加算)	④私立高等学校等奨学給付金	⑤家計急変世帯
13,769	3,440	1,713	3,495	2,702	9
	25.0%	12.4%	25.4%	19.6%	0.1%



3年生対象(旧制度)

3年生生徒数	①生活保護世帯(2倍加算)	②生活保護に準じる世帯(1.5倍加算)	③家計急変世帯
5,866	1,447	703	6
	24.7%	12.0%	0.1%

就学支援金の支給状況(3年生)



問2. 生徒の家庭の状況をご記入ください。

在籍生徒数	母子・父子の一人親の生徒	両親のいない生徒数
19,754	5,759	139
	29.2%	0.7%

生徒の家庭状況

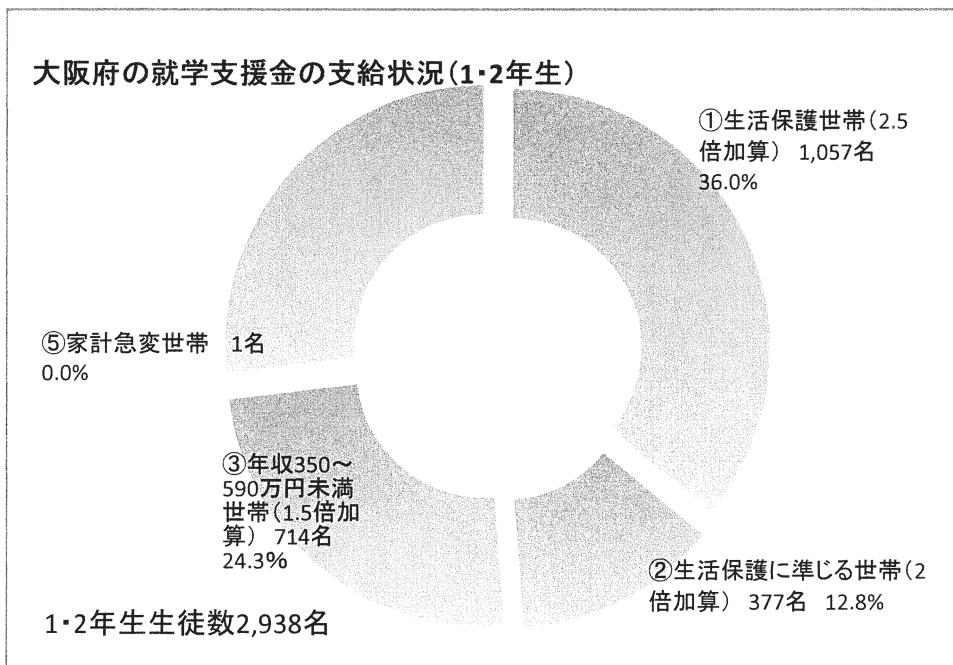
在籍生徒数 19,754名

両親のいない生徒
139名 0.7%

一人親の生徒
5,759名 29.2%

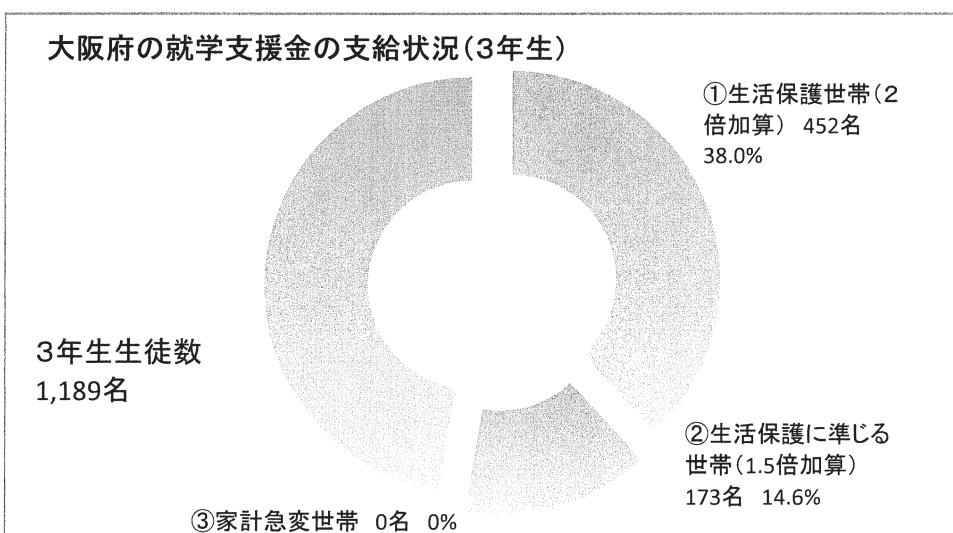
<参考: 大阪府 17校 生徒総数4,127名>

1・2年生生徒数	①生活保護世帯(2.5倍加算)	②生活保護に準じる世帯(2倍加算)	③年収350～590万円未満(1.5倍加算)	④私立高等学 校等奨学給付金	⑤家計急変世帯等
2,938	1,057	377	714	705	1
	36.0%	12.8%	24.3%	24.0%	0.0%



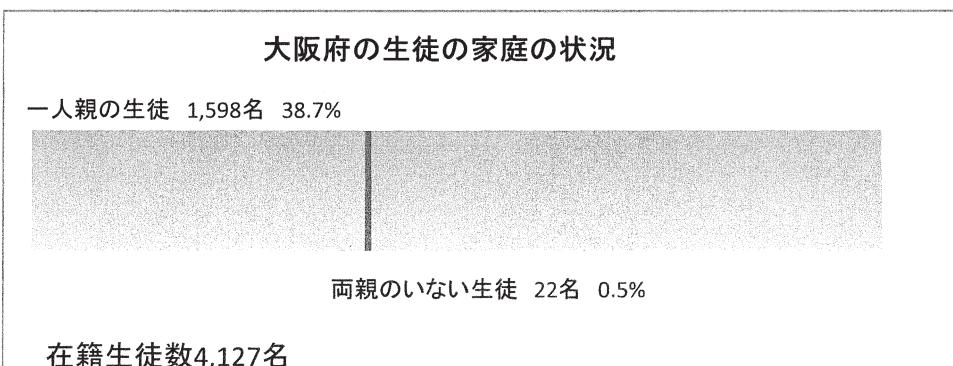
<参考:大阪府>

3年生生徒数	①生活保護世帯(2倍加算)	②生活保護に準じる世帯(1.5倍加算)	③家計急変世帯
1,189	452	173	0
	38.0%	14.6%	0.0%



<大阪府>

在籍生徒数	母子・父子の一人親の生徒	両親のいない生徒数
4,127	1,598	22
	38.7%	0.5%

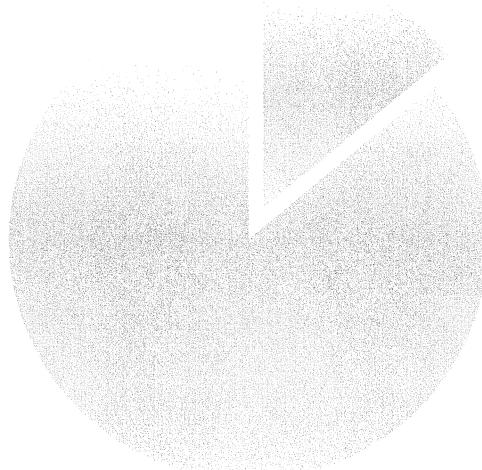


問3. 貴校の各都道府県育英奨学金等を受給している生徒数

在籍生徒数	各都道府県育英奨学金等受給生徒数
19,754	2,667
	13.5%

各都道府県育英奨学金

受給生徒数 2,667名
13.5%



在籍生徒数 19,754名

問4. 貴校に在籍する生徒数の内訳について、不登校生徒数および高校中退・既卒の生徒数ならびに外国人生徒数も含めお答えください。

在籍生徒数	不登校生徒数	高校中退・既卒生徒数	外国人生徒数
19,754	4,738	391	200
	24.0%	2.0%	1.0%

生徒数の内訳

不登校生徒数 4,738名 24.0%

高校中退・既卒生徒数 391名 2.0%

外国人生徒数 200名 1.0%

<参考:過去の調査結果>

調査年度	在籍生徒数	不登校生徒数	高校中退・既卒生徒数
平成25年度	18,301	3,919	521
		21.4%	2.8%
平成26年度	18,205	4,738	417
		26.0%	2.3%

在籍生徒の状況 (年度による比較)

高校中退・既卒
521名 2.8%

在籍生徒数 18,301名

平成25年度

不登校
3,919名
21.4%

高校中退・既卒
417名 2.3%

平成26年度

不登校
4,738名
26.0%

在籍生徒数 18,205名

問5. 発達障がいのある生徒数について、お答えください。

在籍生徒数	発達障がいのある生徒数	支援・特別措置生徒数	入学者数	発達障がいのある入学者数	支援・特別措置入学者数
19,312	1,501	922	7,256	530	385
	7.8%	4.8%		7.3%	5.3%

発達障がい・特別な支援措置の必要な生徒 在籍生徒数

■ 発達障がいのある生徒数

■ 支援・特別措置生徒数

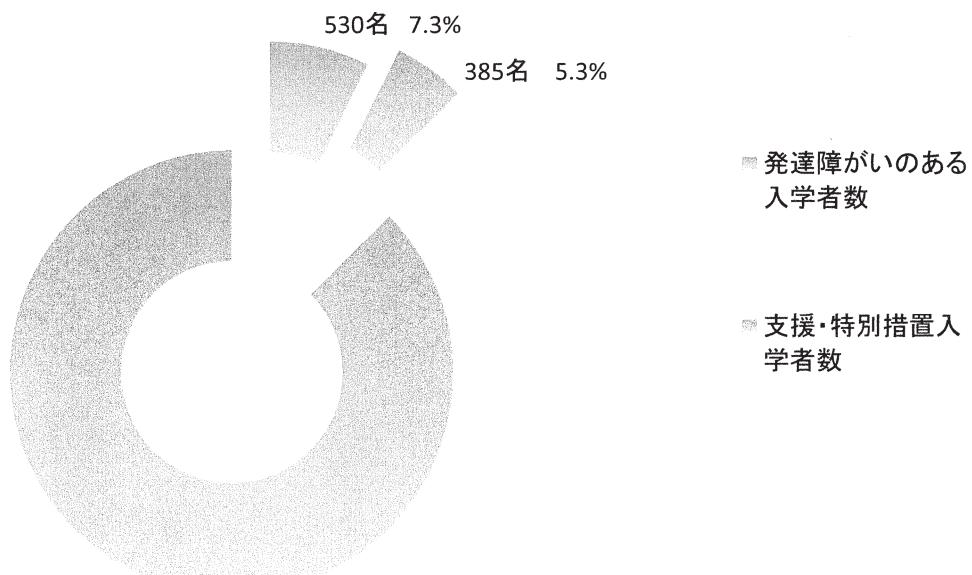
1,501名
7.8%

922名
4.8%

■ 発達障がいのある生徒数

■ 支援・特別措置生徒数

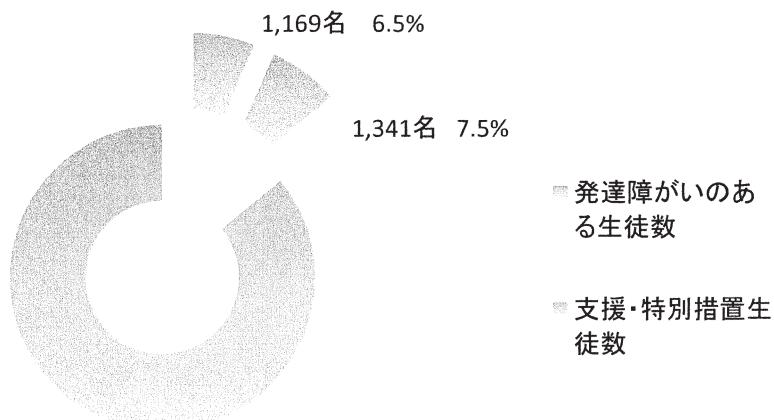
発達障がい・特別な支援措置の必要な入学者 入学者数 7,256名



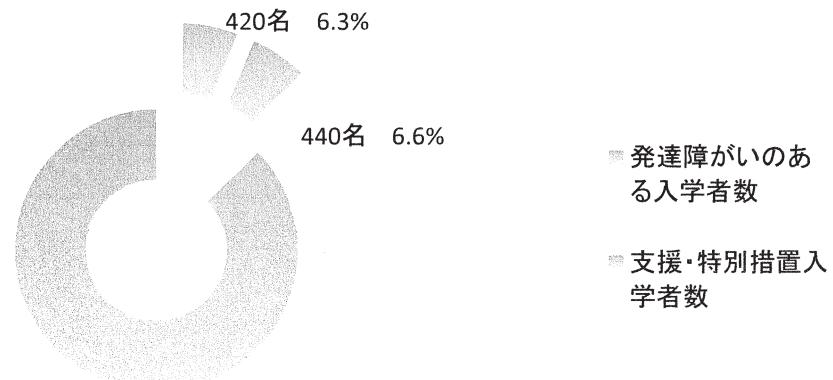
<参考:平成26年度調査結果>

在籍生徒数	発達障がいのある生徒数	支援・特別措置生徒数	入学者数	発達障がいのある入学者数	支援・特別措置入学者数
17,857	1,169	1,341	6,706	420	440
	6.5%	7.5%		6.3%	6.6%

発達障がい・特別な支援措置の必要な生徒(平成26年度) 在籍生徒数 17,857

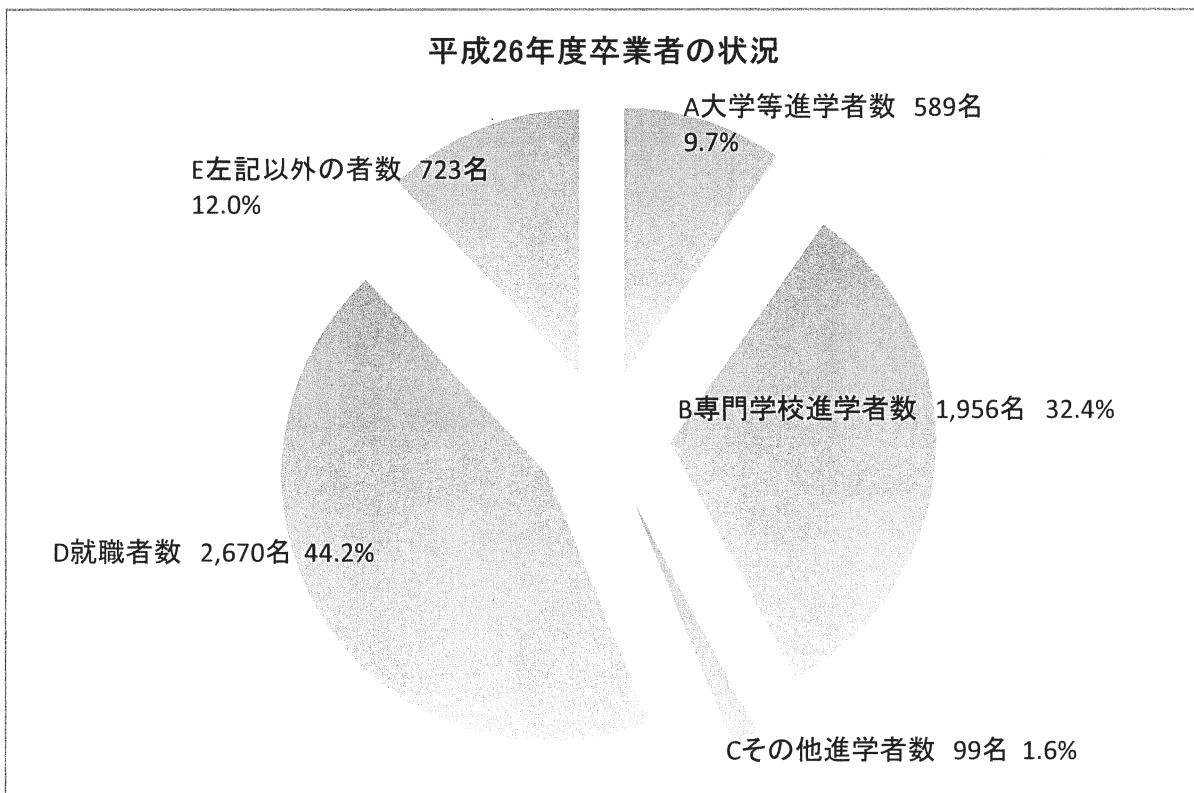


発達障がい・特別な支援措置の必要な入学者(平成26年度) 入学者数 6,706名



問6. 貴校の平成26年度における卒業者の状況についてお答えください。なお、高等学校等と比較するため、文部科学省の学校基本調査と同じ項目・分類としております。

平成26年度卒業者数計	進学者			D就職者数	E左記以外の者数
	A大学等進学者数	B専門学校進学者数	Cその他進学者数		
6,042	589	1,956	99	2,670	723
	9.7%	32.4%	1.6%	44.2%	12.0%



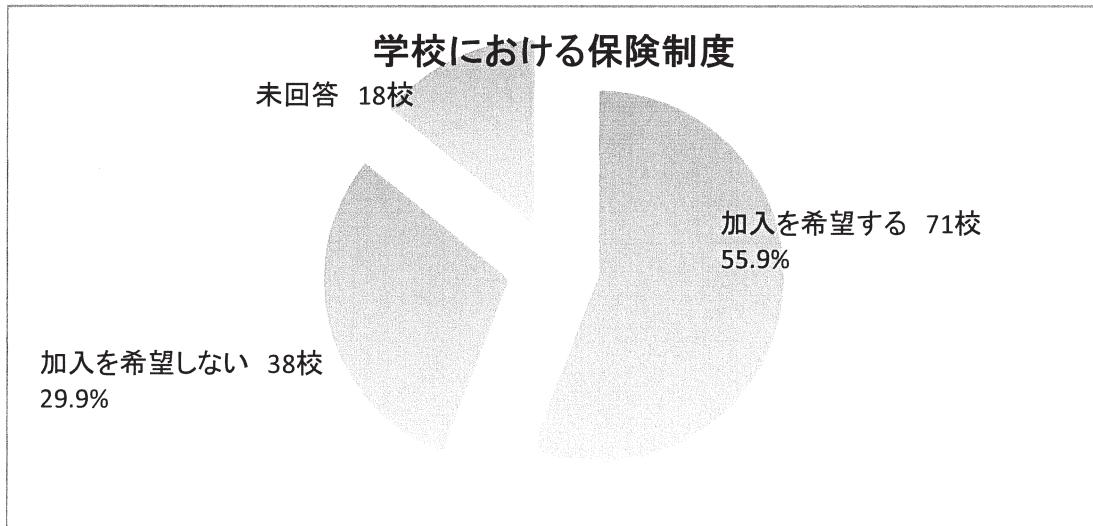
II. 学校における保険制度について

問7. 学校の管理下における生徒の災害等に対し、療養に要する費用等の救済を行う保険制度についてお尋ねします。同封資料「学校における保険制度について」をご覧ください。

本協会としては、過去に高等専修学校の体育活動中に突然死事故が発生し、保険制度では救済されなかつたため、高等学校と同様に(独)日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に、3年制の大学入学資格付与指定校を中心に加入を認めてもらうことを運動方針としてきました。学校管理下において、生徒の突然死に死亡見舞金が給付される保険は「災害共済給付制度」だけですが、加入が認められるためには、法改正が必要となります。本協会として、今後とも強く要望・運動を継続するために調査を行います。

※なお、昨年度のアンケート調査で「加入を希望しない」という回答の理由として、「すでに技能連携先で加入している」という意見がいくつか見られましたが、技能連携先の加入では、連携授業のみが保険の対象で、貴校の連携授業以外の例えは、学校管理下の体育活動中などが保険の対象となっているのか、ご確認くださるようお願いします。

ア. 加入を希望する	71	55.9%
イ. 加入を希望しない	38	29.9%
未回答	18	



○加入を希望しない主な理由

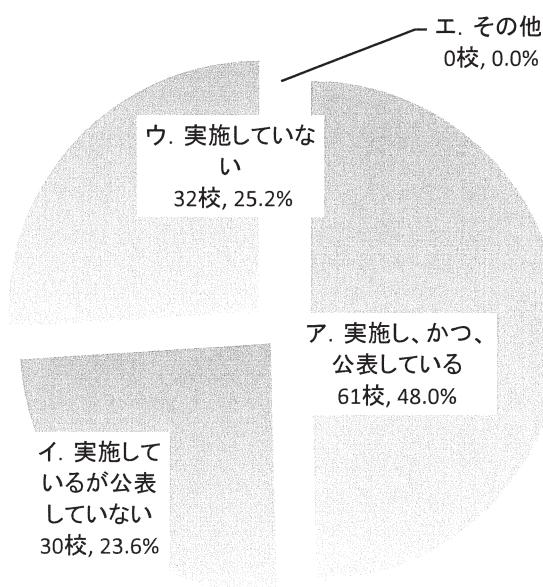
- ・すでに技能連携先で加入している。
- ・現行の職業教育・キャリア教育財団の学生生徒災害傷害保険に加入している。
- ・学生生徒災害傷害保険と相互内容の対比により考慮したい。
- ・技能連携先の高校生として既に入会済み(体育可)。
- ・技能連携先での加入(登下校時を含む全学校活動対象)。
- ・日本看護学校協議会共済会に加入しているから。
- ・保護者の負担になる可能性があるため。
- ・保険料の費用負担が財政上厳しいから。
- ・現在のカリキュラムでは該当する授業がない。
- ・民間損保保険で契約有。

III. 自己評価

問8. 自己評価を実施・公表していますか。

ア. 実施し、かつ、公表している	61	48.0%
イ. 実施しているが公表していない	30	23.6%
ウ. 実施していない	32	25.2%
エ. その他	0	0.0%

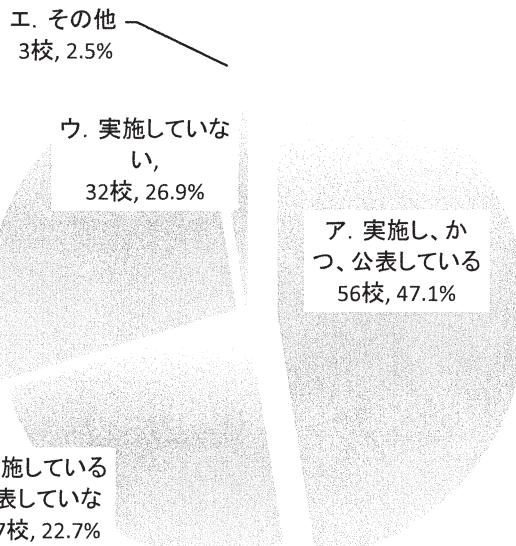
自己評価を実施・公表していますか



<参考:平成26年度調査結果>

ア. 実施し、かつ、公表している	56	47.1%
イ. 実施しているが公表してい	27	22.7%
ウ. 実施していない	32	26.9%
エ. その他	3	2.5%

自己評価を実施・公表していますか(平成26年度)



※問9に関しては、問8でアを選択した場合のみ回答してください。

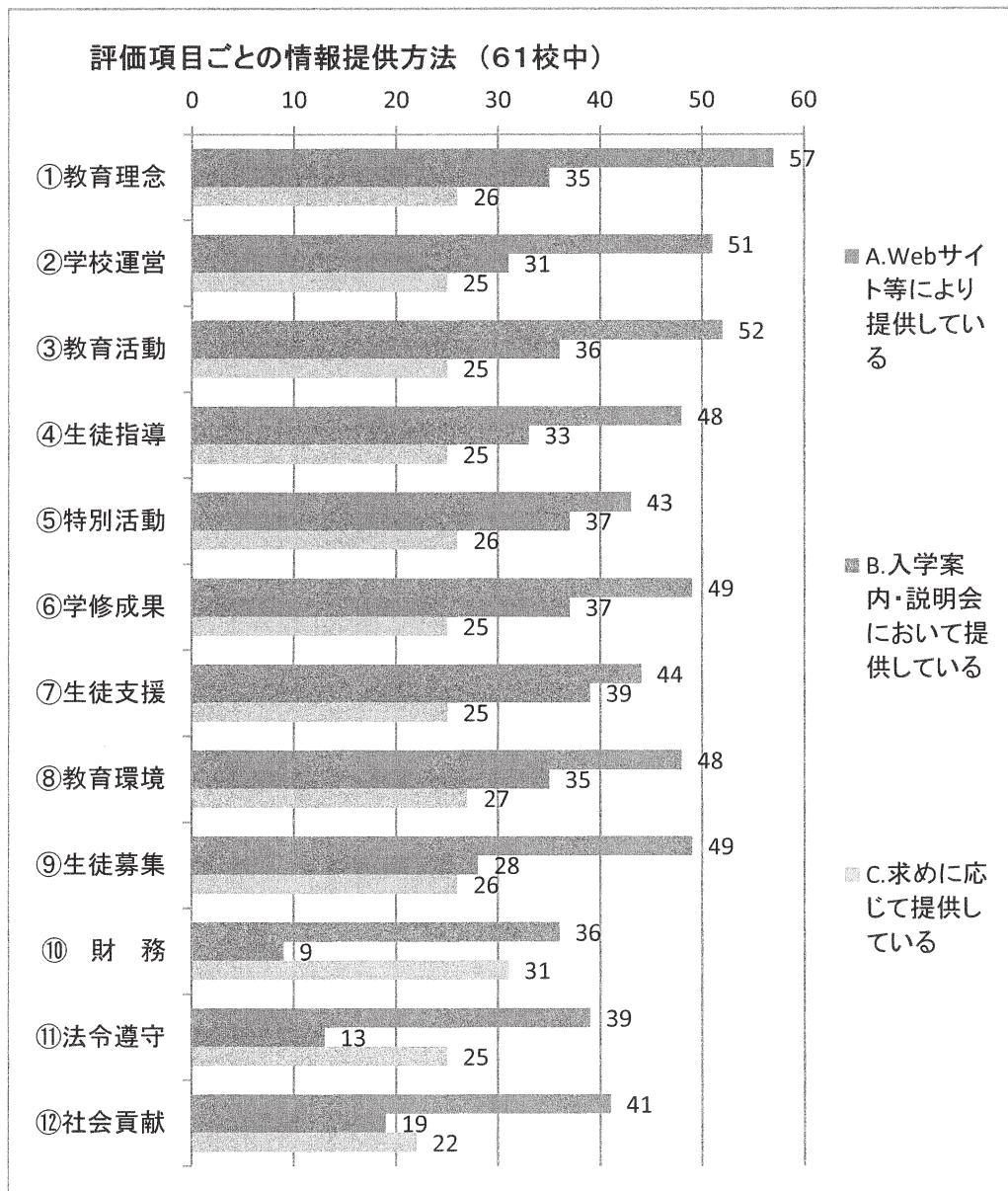
問9. 「専修学校における学校評価ガイドライン」に基づき、評価項目として設定しているかどうか

- A.Webサイト等により提供している B.入学案内・説明会において提供している

- C.求めに応じて提供している

の区分から、該当するもの全てを選び記入してください。

項目	A	B	C
①教育理念・目的・人材育成像(学校の理念・目的・育成人材像は定められているか、)	57 93.4%	35 57.4%	26 42.6%
②学校運営(目的等に沿った運営方針が策定されているか、等)	51 83.6%	31 50.8%	25 41.0%
③教育活動(目標の設定等、教育方法・評価等、資格試験、教職員、等)	52 85.2%	36 59.0%	25 41.0%
④生徒指導等(基本的生活習慣の確立のための取組が行われているか、等)	48 78.7%	33 54.1%	25 41.0%
⑤特別活動(クラブ活動等特別活動を奨励・支援しているか、等)	43 70.5%	37 60.7%	26 42.6%
⑥学修成果(進学率や就職率の向上が図られているか、等)	49 80.3%	37 60.7%	25 41.0%
⑦生徒支援(生徒に対する経済的な支援体制は整備されているか、等)	44 72.1%	39 63.9%	25 41.0%
⑧教育環境(施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか、等)	48 78.7%	35 57.4%	27 44.3%
⑨生徒の受け入れ募集(中学校等接続する機関に対する情報提供等が行われているか、等)	49 80.3%	28 45.9%	26 42.6%
⑩財務(中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるのか、等)	36 59.0%	9 14.8%	31 50.8%
⑪法令等の遵守(法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか、等)	39 63.9%	13 21.3%	25 41.0%
⑫社会貢献(学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか、等)	41 67.2%	19 31.1%	22 36.1%

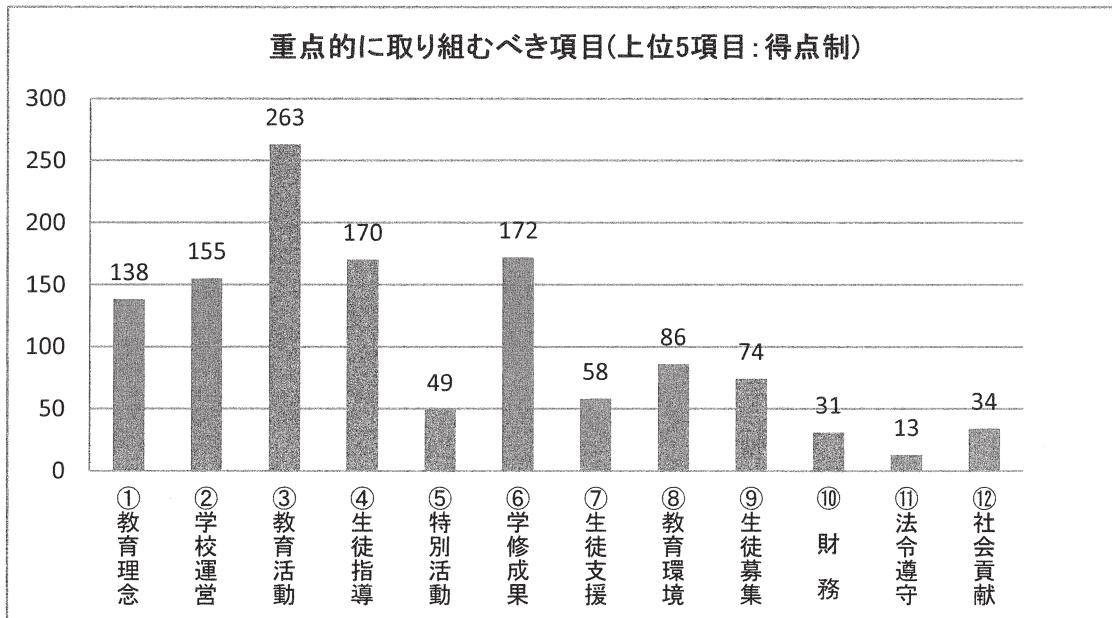


※問10～12に関しては、問8でA. イを選択した場合のみ回答してください

問10. 上記の項目の中で、重点的に取り組むことが必要な上位5つの項目についてご記入ください。

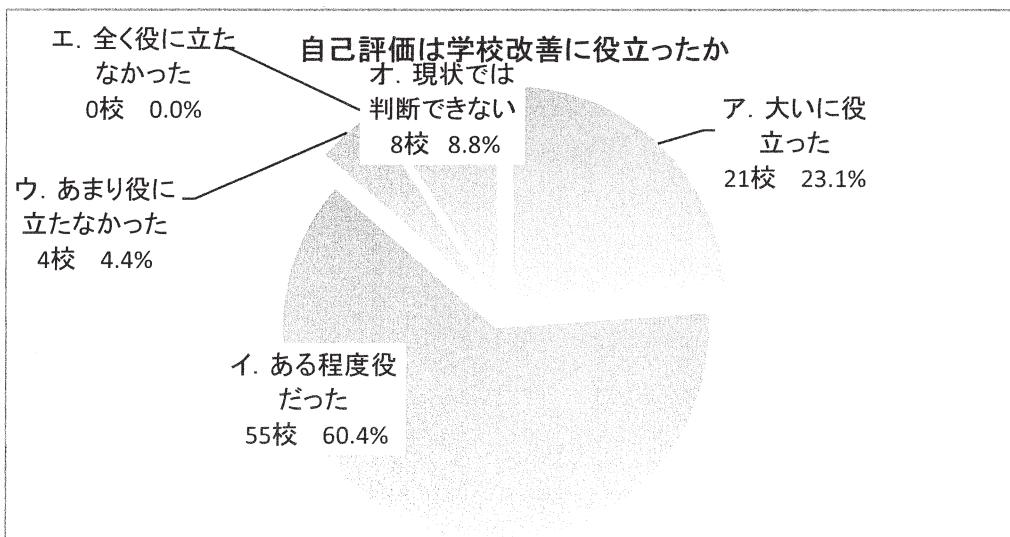
項目	得点	比率
①教育理念	138	11.1%
②学校運営	155	12.5%
③教育活動	263	21.2%
④生徒指導	170	13.7%
⑤特別活動	49	3.9%
⑥学修成果	172	13.8%
⑦生徒支援	58	4.7%
⑧教育環境	86	6.9%
⑨生徒募集	74	6.0%
⑩財務	31	2.5%
⑪法令遵守	13	1.0%
⑫社会貢献	34	2.7%
得点計	1243	100.0%

※得点:1位=5、以下2位=4、3位=3、4位=2、5位=1、として加算



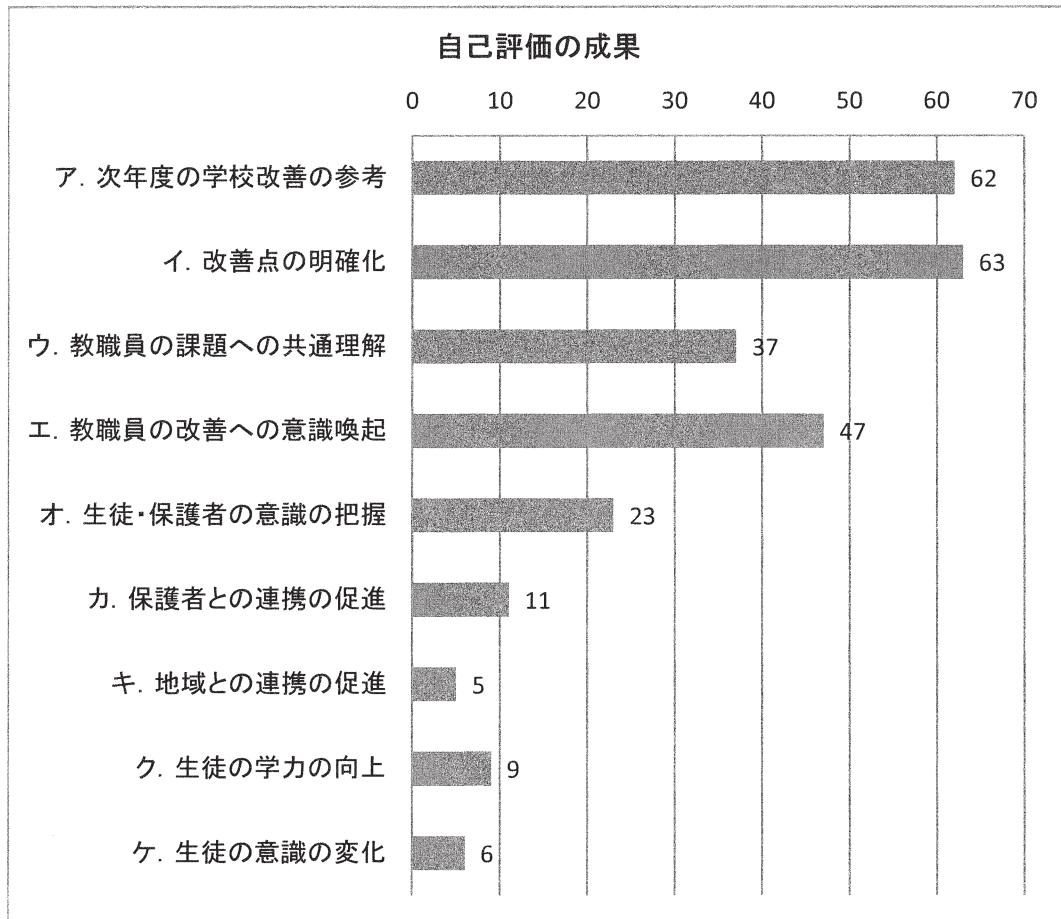
問11. 自己評価の結果は学校改善に役立つと感じていますか(一つだけ選択)

ア. 大いに役立った	21	23.1%
イ. ある程度役立った	55	60.4%
ウ. あまり役立たなかった	4	4.4%
エ. 全く役立たなかった	0	0.0%
オ. 現状では判断できない(ど)	8	8.8%



問12. 自己評価を行った成果として考えられるものを選んでください(複数選択可)

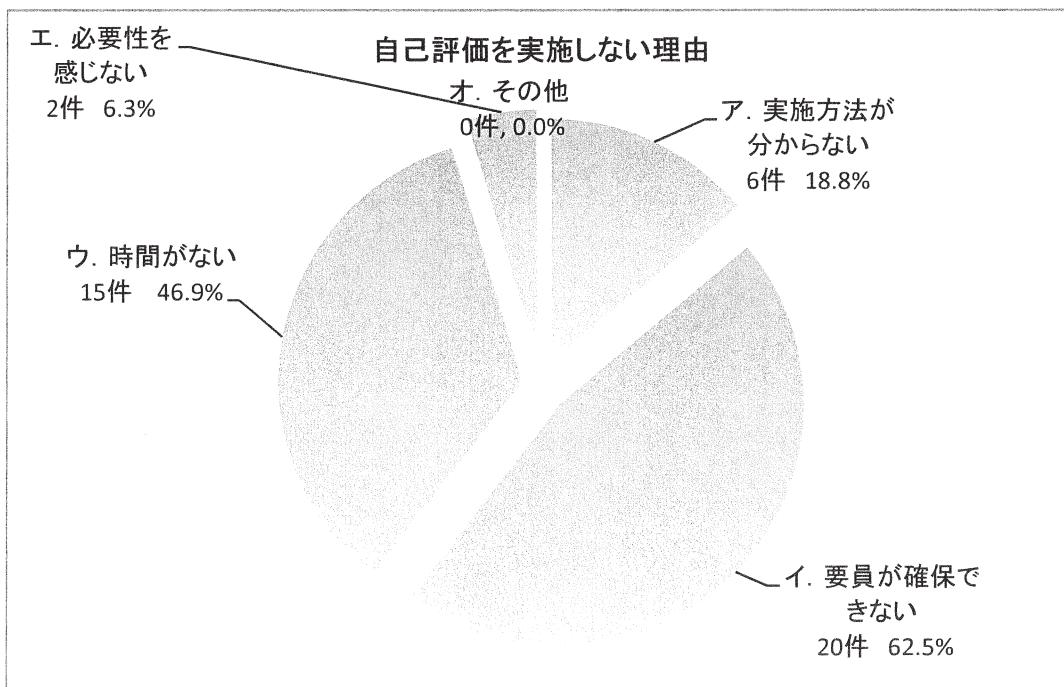
ア. 次年度の学校改善の取	62	68.1%
イ. 改善点が明確になった	63	69.2%
ウ. 全教職員の課題に対する	37	40.7%
エ. 教職員の改善への意識	47	51.6%
オ. 生徒・保護者の意識が把	23	25.3%
カ. 保護者との連携が促進さ	11	12.1%
キ. 地域との連携が促進された	5	5.5%
ク. 生徒の学力の向上につな	9	9.9%
ケ. 生徒の意識が変化した	6	6.6%
コ. その他	0	0.0%



※問13は、問8でウを選んだ場合のみお答えください

問13. 自己評価を実施していない理由は何ですか(複数選択可)

ア. 実施方法が分からぬ	6	18.8%
イ. 要員が確保できない	20	62.5%
ウ. 時間がない	15	46.9%
エ. 必要性を感じない	2	6.3%
オ. その他	0	0.0%

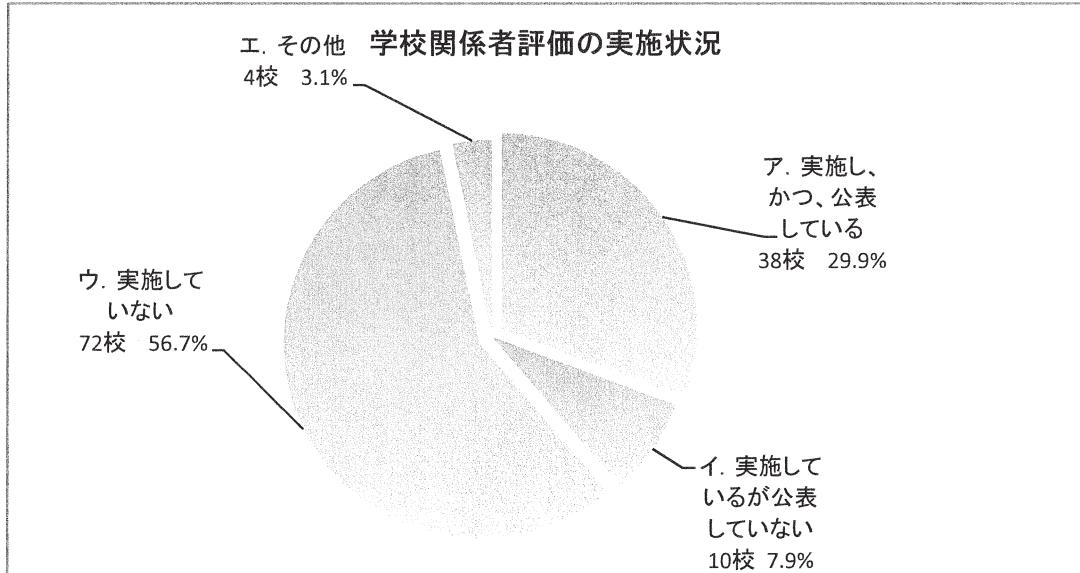


IV. 学校関係者評価

問14. 学校関係者評価を実施・公表していますか

ア. 実施し、かつ、公表している	38	29.9%
イ. 実施しているが公表して	10	7.9%
ウ. 実施していない	72	56.7%
エ. その他	4	3.1%

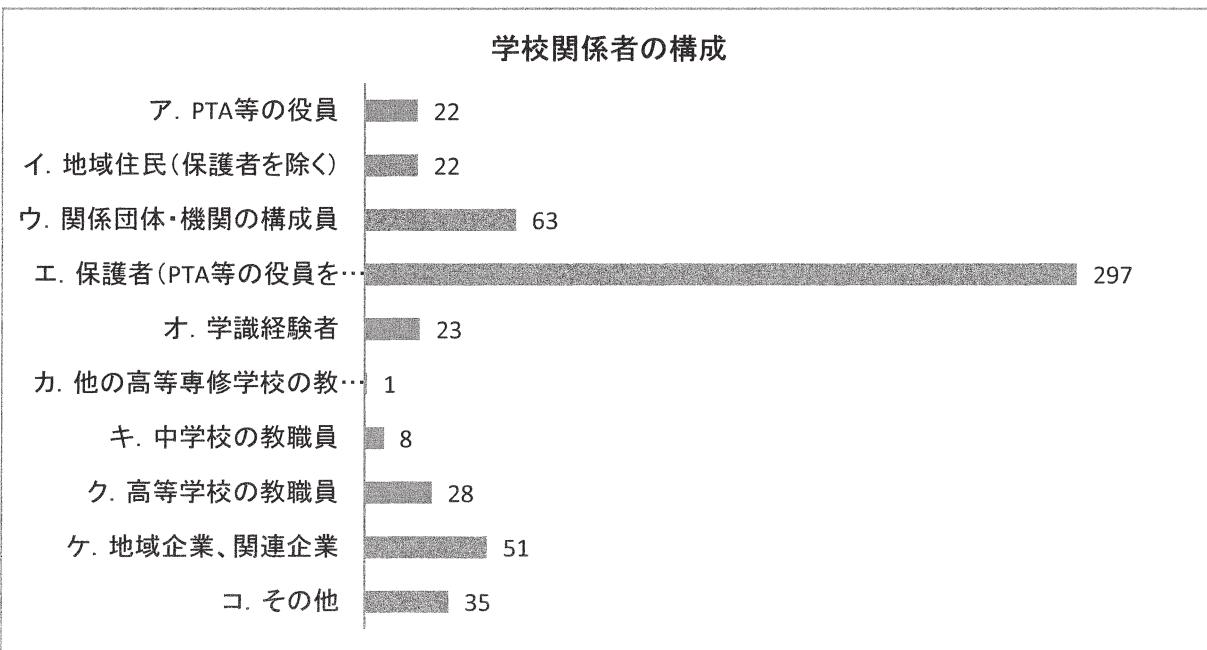
その他:早急に実施する予定。



*問14でア、イを選択した場合のみ回答してください

問15. 学校関係者評価における学校関係者の構成について該当する者の人数を記入してください。

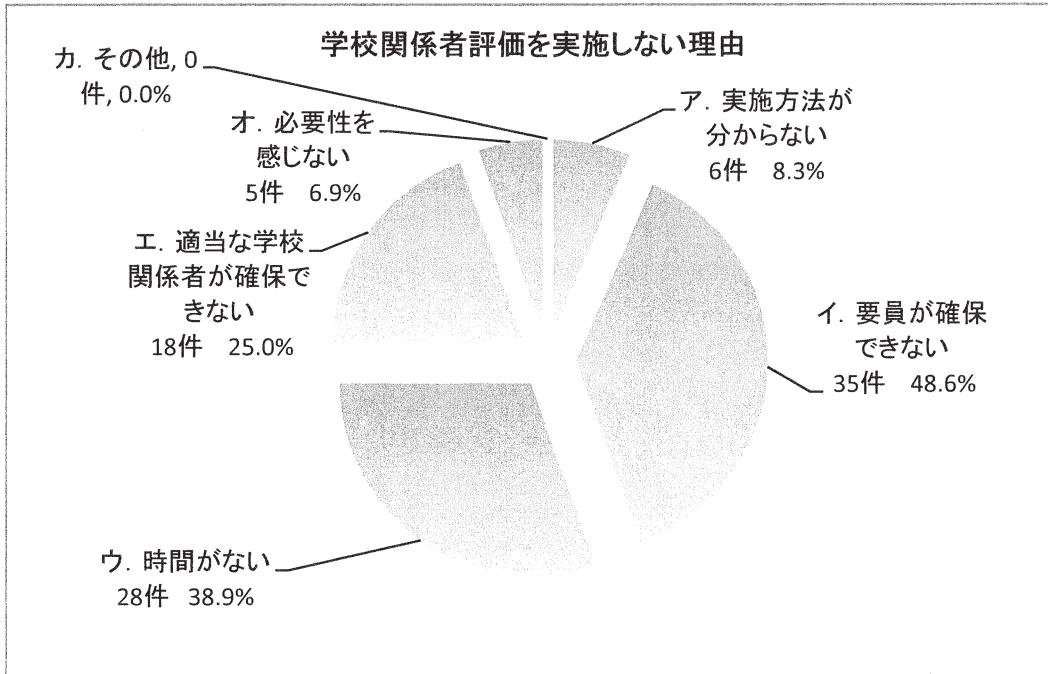
ア. PTA等の役員	22
イ. 地域住民(保護者を除く)	22
ウ. 関係団体・機関の構成員	63
エ. 保護者(PTA等の役員を除く)	297
オ. 学識経験者	23
カ. 他の高等専修学校の教職員	1
キ. 中学校の教職員	8
ク. 高等学校の教職員	28
ケ. 地域企業、関連企業	51
コ. その他	0



※問14でウを選んだ場合に回答してください

問16. 学校関係者評価を実施していない理由は何ですか(複数選択可)

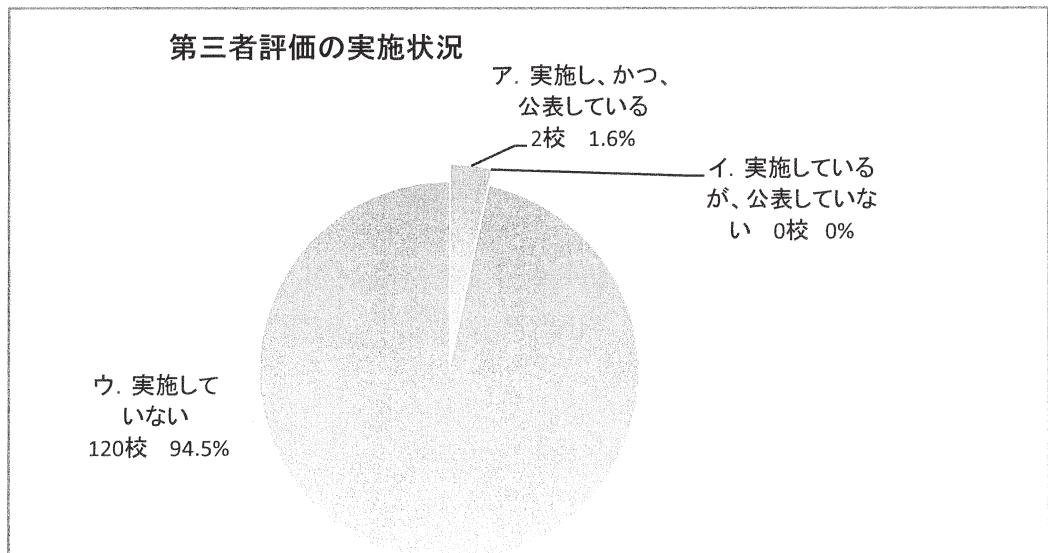
ア. 実施方法が分からない	6	8.3%
イ. 要員が確保できない	35	48.6%
ウ. 時間がない	28	38.9%
エ. 適当な学校関係者が確保できない	18	25.0%
オ. 必要性を感じない	5	6.9%
カ. その他	0	0.0%



V. 第三者評価

問17. 第三者評価を実施・公表していますか(一つだけ選択)

ア. 実施し、かつ、公表している	2	1.6%
イ. 実施しているが、公表していな	0	0.0%
ウ. 実施していない	120	94.5%



問17-2. 問17でア、イを選んだ場合に回答してください

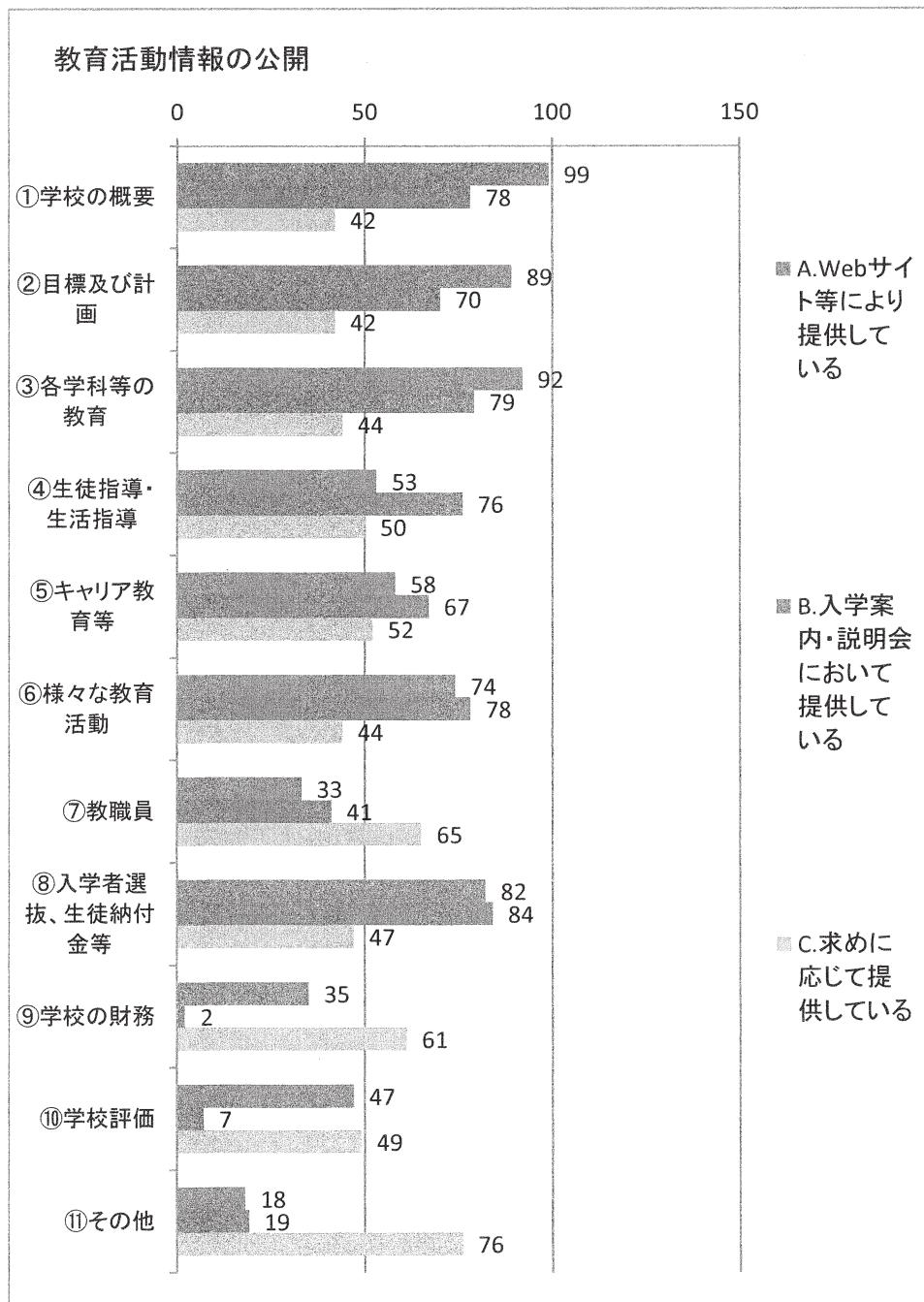
第三者評価機関の名称をご記入ください

・学校協議会　・名称なし、企業役員

VII. 教育活動情報の公開

問18. 「高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の各項目について情報提供を行っているかどうか、
 A.Webサイト等により提供している B.入学案内・説明会において提供している
 C.求めに応じて提供している
 のそれぞれの観点から判断し、提供している項目について記入してください(複数選択可)。

項目	A	B	C
①学校の概要(校長名、所在地、沿革・歴史、学校の特色など)	99 78.0%	78 61.4%	42 33.1%
②目標及び計画(教育目標、経営方針、教育指導計画など)	89 70.1%	70 55.1%	42 33.1%
③各学科(コース)等の教育(定員数・入学者数、カリキュラム、資格取得状況、卒業者数・)	92 72.4%	79 62.2%	44 34.6%
④生徒指導・生活指導(方針・基準、取組状況など)	53 41.7%	76 59.8%	50 39.4%
⑤キャリア教育等(キャリア教育への取組状況、就職支援等への取組状況など)	58 45.7%	67 52.8%	52 40.9%
⑥様々な教育活動(学校行事への取組状況、部活動・生徒会活動等の状況、家庭・地	74 58.3%	78 61.4%	44 34.6%
⑦教職員(教職員数・職名別、教職員の組織・活動など)	33 26.0%	41 32.3%	65 51.2%
⑧入学者選抜、生徒納付金・就学支援(入学者選抜の方針・方法、生徒納付金の取り扱	82 64.6%	84 66.1%	47 37.0%
⑨学校の財務(貸借対照表・収支計算書など)	35 27.6%	2 1.6%	61 48.0%
⑩学校評価(自己評価・学校関係者評価の結果、改善方策など)	47 37.0%	7 5.5%	49 38.6%
⑪その他(学則、学校運営の状況に関するその他の情報など)	18 14.2%	19 15.0%	76 59.8%



「平成27年度 高等専修学校の実態に関するアンケート調査」

ま　と　め

全国高等専修学校協会
制度改善研究委員会

本調査は、高等専修学校について全国的に行ったアンケート調査である。全国高等専修学校協会 制度改善研究委員会が中心となり全国の会員校（204校）に対し行ったアンケート調査で、平成24年度から毎年継続的に実施している調査項目も多く、今年度で4年目となる。アンケートはI～VIの大問から成り、それらは大きく3つの柱に分類される。

1つ目は、「I. 問1～問6」で、就学支援金支給状況・家庭環境・不登校生徒・発達障がいのある生徒についての設問で、高等専修学校の生徒について

- 「①経済的に厳しい家庭環境」、
 - 「②母子家庭、父子家庭等の複雑な家庭環境」、
 - 「③発達障害や不登校など高等専修学校生の多様な特性」、
- 等の現状が浮き彫りにされている。

2つ目は、「II. 問7」で、学校における保険制度について昨年度から継続している調査項目である。

3つ目は、「III. 問8～VI. 問18」で、学校評価及び情報公開についての調査項目で、それらの実施率を上げるという各校の啓発も目的としたアンケート調査である。

1つ目の「就学支援金支給状況・家庭環境・不登校生徒・発達障がいのある生徒について」だが、

「①経済的に厳しい家庭環境」に関しては、問1. 就学支援金（新制度）についての調査で「生活保護世帯」及び「生活保護に準じる世帯」の割合が36.3%（平成26年度調査）、37.4%（平成27年度調査）と例年ほぼ一定しており、4割弱の高等専修学校生が経済的に大変厳しい家庭環境にある。そのうち、生活保護世帯の割合は25.0%であり、日本国内全体の保護率1.7%と比較すると、実に14.7倍にあたる。【保護率の算出は、当月の被保護実人員を同月の総務省「人口推計（概算値）」で除した。（資料）被保護者調査（平成26年2月分速報値）】

「②母子家庭、父子家庭等の複雑な家庭環境」に関しては、問2. 「母子・父子の一人親の生徒の割合」及び「両親のいない生徒」の割合が29.3%（平成26年度調査）、29.9%（平成27年度調査）とやはり例年ほぼ一定しており、約3割の高等専修学校生が一人親等、複雑な家庭環境にある。

①、②については、昨年度入学生から新制度となった高等学校等就学支援金や、高校生等奨学給付金の制度により、経済的に厳しい家庭への財政的支援が拡充されたこと、授業

料軽減事業が高等専修学校にも適用される都道府県が増加してきていることは、15歳から18歳のそのような家庭環境の生徒たちにとって保護者の経済状況に関わらず本人が希望する学校の教育を受けることを可能とする非常に好ましい方向に進んでいる。

特に、大阪府において、1・2年生の73.1%が、就学支援金加算支給1.5倍、2倍、2.5倍の家庭となっているが、独自の私立高校、高等専修学校の授業料無償化により、授業料での学校選択から、教育内容での学校選択に変わり、様々な家庭環境の生徒が同じ条件で学校選択をすることが出来るようになっている。これにより、進学後の不適応もなくなり、中退や不登校の問題も好転しているとのことである。

私学助成の格差を是正することで、このような成果を出している地域もあることから、早急に、全国に普及することを強く願っている。

「③発達障害や不登校など高等専修学校生の多様な特性」に関しては、問4. 現在の高等専修学校生で中学校時代に不登校を経験していた生徒数は例年2割を超えており、今年度の調査でも24.0%となっている。中学校での全生徒数に占める「不登校」の比率2.8%（平成27年度学校基本調査（確定値））と比較すると全体の割合と比較して8.6倍もの高い比率で中学校まで不登校だった生徒が高等専修学校に在籍しているという実状がある。

また、発達障がいのある生徒についても6.5%（平成26年度調査）、7.8%（平成27年度調査）となっている。こちらは、「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」等を有している又は医師の「診断書」の有る生徒に限定した調査であり、非常に高い数字である。

今年度から新たに加わった調査項目である問6. 卒業後の進路については、進学者44%、就職者44%、それ以外の者12%（小数点以下四捨五入）となっている。

ここで注目すべきは「それ以外の者」の割合だ。こちらに該当する就職も進学もしない卒業生について、少しでも減らせるよう各校での更なる努力・改善は求められる。しかし、高等専修学校の12%について高等学校と比較すると、全日制4.2%、定時制14.2%、通信制39.8%（平成27年度学校基本調査（確定値））となっている。さらに、数字の単純比較に加え高等専修学校入学時の生徒の実状についても考慮すると、前述した通り「中学校までの不登校経験者数」は全体の8.6倍もの多い割合で入学してきており、さらに発達障がいをもつ生徒数割合の多さまで含めると、如何に高等専修学校が1人1人の生徒を3年間しっかりと指導しているかが推察される。

③について、これらのことから高等専修学校が不登校経験者や発達障がいの生徒等、多様な生徒たちの大きな受け皿となっている実態がはっきり見えてくる。見方を変えると、高等専修学校が「高等学校の一斉指導ではついていくのが難しい（馴染めない）が、特別支援学校に行くほどではない（行きたくない）」という狭間の生徒たちの大きな受け皿となっていることも推察される。実際には勿論健常児も多数在籍しており、そのような多様な生徒たちを、長年培ってきた各校のノウハウ、努力により入学後毎日登校させ、基本的な生活習慣の確立、基礎学力の定着、職業教育、出口指導までしっかりと行い1人1人育成

しているというのが高等専修学校の1つの特徴ではないだろうか。

現在、内閣総理大臣直轄の教育再生実行会議では、発達障害や不登校、外国人の子供などの教育のあり方について検討されており、通常国会終了時をめどに提言をまとめる方針となっている。

折しも、国の施策である、「職業教育、キャリア教育の推進」、「特別支援教育、インクルーシブ教育の推進」と正に高等専修学校の教育と進むべき方向が一致しているのである。

2つ目の「学校における保険制度について」だが、問7.（独）日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」について、加入を希望する55.9%（前年比11.2%増）、加入を希望しない29.9%（前年比3.6%増）、未回答14.2%（前年（分からぬ）比14.7%減）となっている。

1年前の調査で3割近くあった「分からぬ」と回答した学校が、加入を希望する、希望しないに振り分けられたような結果だが、「未回答」の学校を除くと、約65%が加入を希望する、約35%が加入を希望しないという結果となり、やはり加入を希望する学校が多数を占める。さらに、加入を希望しない主な理由として「技能連携先で加入している」といった類的回答も目立ち、実質的には加入を希望する学校がさらに高い割合になることが推測される。

これだけ多くの加入希望がある以上、前述した多様な生徒たちを含め高等専修学校に通う15歳～18歳の生徒たちにとって保険制度による格差が生じないよう早急な法改正が強く求められる。

3つ目の「学校評価及び情報公開について」だが、特に重要なのは学校の義務である問8. 自己評価の実施・公表についての設問だ。学校の義務である為、啓発の意味も含めて平成24年度から4年連続で調査してきたが、「実施し、かつ、公表している」と回答した学校は、39校38.6%（平成24年度調査）⇒50校38.8%（平成25年度調査）⇒56校47.1%（平成26年度調査）⇒61校48.0%（平成27年度調査）と、毎年着実に増加している。また、今年度については「実施し、かつ、公表している」と「実施しているが公表していない」を合計すると昨年度の調査より8校増え、71.6%と初めて7割を超えた結果となり、大変好ましい調査結果である。さらに、実施している学校の83.5%が問11. 自己評価の結果が学校改善に「大いに役立った」または「ある程度役立った」と回答している。具体的には問12. 「改善点が明確になった」「次年度の学校改善の取り組みの参考になった」「教職員の改善への意識が喚起された」「教職員の課題に対する共通理解が推進された」等の回答が比較的多かったが、そのような自己評価の実施意義も今後継続していく上で大切な着眼点である。

一方で問13. 自己評価を実施していない理由として特に多かったのが「要員が確保できない（62.5%）」「時間がない（46.9%）」（複数回答可）の2項目だ。こちらに

については今回のようなアンケート調査等を含めて実施に向けて後押ししていく必要があるが、現実問題として多様な子供たちを育成している高等専修学校について、特別支援学校や高等学校と比較すると財政的支援を十分に受けられていないという実状もこのような回答結果となった大きな要因と推察される。平成28年4月から障害者差別解消法が施行される今、学校へは多様な生徒たちへの合理的配慮も求められ、多数入学してくる不登校だった生徒や発達障がいをもった生徒たちを1人1人手厚く指導し、育成していくには相応の財政的支援が必要であり、実際に入学してきているそのような生徒たちの特性を客観的に考慮すると「一斉指導が可能な生徒の多い高等学校」と「個別の指導が特に必要となる特別支援学校」の中間位の財政的支援が妥当と考える。しかし、実際にはそれには遠く及んでいないという深刻な課題がある。そのような、財政的支援に係る学校種による格差は正については、文部科学省、都道府県主管課、全国高等専修学校協会等の連携も必要であり、制度改善研究委員会の果たす役割も重要である。

現在、高等専修学校は職業教育に加え、前述した通り多様な生徒たちの受け皿として大変重要な役割を果たし続けているが、我々高等専修学校を必要としている保護者・生徒たちの期待にしっかりと応えられるよう、これからも制度改善研究委員会の活動を続けてていきたい。

＜参考資料1＞

○大阪府、愛知県、東京都等における高等専修学校の授業料軽減制度について

■大阪府「私立高等学校等授業料支援補助金」制度

- ・平成28年4月以降に入学される生徒用（2段書きの上段（ ）は、私立高校生が3人以上いる世帯等の場合）

所得区分（年 収めやす）※ 1	保護者の市 町村民税所 得割額（親権 者合算）	就学支援金 (国)①	支援補助金 (府)②	支援額の計 ①+②	保護者負担 (授業料が 58万円の学 校の場合)
Aランク(250 万円未満)※ 2	0円(非課税)	297,000円	283,000円	580,000円	実質無償
Bランク(350 万円未満)	51,300円未 満	237,600円	342,400円		
Cランク(590 万円未満)	154,500円未 満	178,200円	401,800円		
Dランク(800 万円未満)	251,100円未 満	118,800円	(361,200円) 261,200円	(480,000円) 380,000円	(100,000円) 200,000円
Eランク(910 万円未満)	304,200円未 満		(261,200円) 0円	(380,000円) 118,800円	(200,000円) 461,200円
対象外(910 万円以上)	304,200円以 上	0円	0円	0円	580,000円

※1 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人（16歳以上）、中学生1人の4人世帯の場合のものです。

※2 生活保護（生活扶助）世帯は、Aランクに含まれます。

■愛知県「私立高等学校及び私立専修学校高等課程の授業料軽減について

- ・私立専修学校（高等課程）【平成26年度以降入学生】

区分	補助額	左のうち国の就 学支援金額	保護者の所得基準（父母の合算収入）
甲1	30,100円（年額 361,200円）	24,750円（年額 297,000円）	生活保護又は市町村民税所得割額が非課税の 世帯【年収250万円未満程度】
甲2	30,100円（年額 361,200円）	19,800円（年額 237,600円）	市町村民税の所得割額51,300円未満の世帯 【年収350万円未満程度】
乙1	20,100円（年額 241,200円）	14,850円（年額 178,200円） 又は 9,900円（年額 118,800円）	市町村民税の所得割額154,500円未満の世帯 【年収590万円未満程度】 又は 市町村民税の所得割額163,500円未満の世帯 【年収610万円未満程度】

乙 2	15,100 円 (年額 181,200 円)	9,900 円 (年額 118,800 円)	市町村民税の所得割額 271,500 円未満の世帯 【年収 840 万円未満程度】
その他	9,900 円 (年額 118,800 円)	9,900 円 (年額 118,800 円)	市町村民税の所得割額 304,200 円未満の世帯 【年収 910 万円未満程度】

■東京都「私立高等学校等の授業料負担軽減制度」平成 26 年 4 月以降に入学

対象世帯	年収目安 (4 人世帯)	軽減額 (年額) 【授業料軽減助成金+就学支援金】
生活保護世帯		429,000 円
住民税が非課税又は均等割のみの世帯	約 250 万円未満	385,000 円
住民税のうち区市町村民税所得割額が 51,300 円未満の世帯	約 250 万円～約 350 万円	365,200 円
住民税のうち区市町村民税所得割額が 18,900 円に①と②の合計額を加えた額未満の世帯 ①16 歳未満の扶養親族の数×21,300 円 ②16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数×11,100 円		—
住民税が一定基準以下の世帯	約 350 万円～約 590 万円	281,600 円
	約 590 万円～約 760 万円	222,200 円
	約 760 万円～約 910 万円 (授業料軽減助成金対象外)	118,800 円
住民税が一定基準を超える世帯	約 910 万円～ (授業料軽減助成金対象外)	

■神奈川県「私立高等学校等生徒学費補助金について」 1・2 年生 (平成 26 年 4 月 1 日以降に対象校に入学した生徒)

保護者等の市町村民税所得割額	世帯年収目安	授業料補助額	入学金補助額
生活保護世帯		年間 123,000 円	
0 円 (非課税)	250 万円未満程度	年間 123,000 円	
51,300 円未満	250 万円から 350 万円未満程度	年間 158,400 円	100,000 円
154,500 円未満	350 万円から 590 万円未満程度	年間 121,800 円	
207,900 円未満	590 万円から 750 万円未満	年間 74,400 円	

	程度		
207,900円以上	750万円以上程度		対象外

■埼玉県「埼玉県補助金 授業料等軽減補助」(県内高等専修学校1・2年生用)

①平成27年度「市町村民税所得割額」が基準に当てはまる世帯

・市町村民税所得割額の基準額表1

16歳以上19歳未満扶養親族数					
16歳未満扶養親族数		0人	1人	2人	3人
0人		81,300	92,500	103,600	115,600
1人		102,700	113,700	129,300	141,900
2人		125,400	138,000	150,600	163,200
3人		146,700	159,300	171,900	184,500

・市町村民税所得割額の基準額表2

16歳以上19歳未満扶養親族数					
16歳未満扶養親族数		0人	1人	2人	3人
0人		135,300	142,500	152,300	163,100
1人		155,100	162,300	173,100	183,900
2人		174,900	183,100	193,900	204,700
3人		194,700	203,900	214,700	225,500

【例】16歳未満1人、16歳以上19歳未満1人を扶養親族として申告している場合、

市町村民税所得割額が113,700円未満の方は基準額表1、

113,700円以上162,300円未満の方は基準額表2に該当します。

・補助金額

基準額（市町村民税所得割額）	補助金額（年額）
基準額表1の金額未満	297,000円－国の就学支援金受給額
基準額表2の金額未満	200,000円－国の就学支援金受給額

②生活保護世帯・家計急変世帯

補助金額（年額） 297,000円－国の就学支援金受給額

■千葉県「千葉県の就学援助制度 授業料減免制度」

・対象となる方 生徒の保護者が次のいずれかに該当する方

1号：生活保護を受給されている方

2号：市町村民税【所得割】の額が、51,300円未満である方（年収350万円未満程度の世帯）

3号：市町村民税【所得割】の額が、175,500円未満である方（年収640万円以下程度の世帯）

4号：住宅等の建物、土地、家財等に災害を受けた方

5号：上記2～4号に準ずる程度に困窮していると認められる方（家計急変）

※保護者（＝親権者）全員の市町村民税所得割を合算した額

・減免される額

減免の要件	減免内容
上記の 1 号・2 号に該当	授業料から就学支援金を除いた差額を免除
上記の 3 号～5 号に該当	授業料の 3 分の 2 から就学支援金を除いた差額を免除

【例】

- ・子どもは、高校 3 年生が 1 人、高校 1 年生が 1 人の計 2 人である。
- ・高校 1 年生の子どもが私立高校に入学しており、授業料は月 3 万円である。

⇒市町村民税所得割の額（保護者合算）により、以下の（1）～（4）に分かれます。

- (1) 市町村民税所得割の額（保護者合算）が 0 円の場合（＝就学支援金 2.5 倍加算該当、授業料減免 2 号該当により、授業料全額免除）→就学支援金（基準額分）9,900 円、就学支援金（2.5 倍加算）14,850 円、授業料減免 5,250 円
- (2) 市町村民税所得割の額（保護者合算）が 51,300 円未満の場合（＝就学支援金 2.0 倍加算該当、授業料減免 2 号該当により、授業料全額免除）→就学支援金（基準額分）9,900 円、就学支援金（2.0 倍加算）9,900 円、授業料減免 10,200 円
- (3) 市町村民税所得割の額（保護者合算）が 51,300 円以上 154,500 円未満の場合（＝就学支援金 1.5 倍加算該当、授業料減免 3 号該当により、授業料の 3 分の 2 を免除）→就学支援金（基準額分）9,900 円、就学支援金（1.5 倍加算）4,950 円、授業料減免 5,150 円、保護者負担 10,000 円
- (4) 市町村民税所得割の額（保護者合算）が 154,500 円以上 175,500 円以下の場合（＝就学支援金加算なし、授業料減免 3 号該当）→就学支援金（基準額分）9,900 円、授業料減免 10,100 円、保護者負担 10,000 円
- (5) 市町村民税所得割の額（保護者合算）が 175,501 円以上 304,200 円未満の場合（＝就学支援金加算、授業料減免共に該当せず）→就学支援金基準額分のみの支給となるため残額 20,100 円は保護者負担となります。

■兵庫県「私立高等学校等生徒授業料軽減補助制度」

- ・平成 27 年度の県の単独補助について

- ① 生活保護世帯及び年収 250 万円未満程度（市町村民税所得割額 0 円）の世帯については、国の就学支援金と併せ、県内平均授業料（約 379,000 円）相当額を補助します。
- ② 年収 250～350 万円未満程度（市町村民税所得割額 51,300 円未満）の世帯については、40,000 円を補助します。

- ・平成 27 年度の補助受給単価（年額）

保護者の所得区分	補助受給（軽減）額			
	区分	県内私立高校生	県外私立高校生 (京都府：県内私立高校生の 2 分の 1)	県外私立高校生 (大阪府、岡山県、鳥取県：県内私立高校生の 4 分の 1)
	1・2 年生	1・2 年生	1・2 年生	1・2 年生
生活保護世帯	県加算	82,000	41,000	20,500
	国	297,000	297,000	297,000

	合計	379,000	338,000	317,500
市町村民税所得割額 0円（年収250万円未満程度）	県加算	82,000	41,000	20,500
	国	297,000	297,000	297,000
	合計	379,000	338,000	317,500
市町村民税所得割額 51,300円未満（年収350万円未満程度）	県加算	40,000	20,000	10,000
	国	237,600	237,600	237,600
	合計	277,600	257,600	247,600
市町村民税所得割額 154,500円未満（年収590万円未満程度）	県加算	0	0	0
	国	178,200	178,200	178,200
	合計	178,200	178,200	178,200
市町村民税所得割額 304,200円未満（年収910万円未満程度）	県加算	0	0	0
	国	118,800	118,800	118,800
	合計	118,800	118,800	118,800
市町村民税所得割額 304,200円以上（年収910万円程度以上）	県加算	0	0	0
	国	0	0	0
	合計	0	0	0

■長野県「私立高等学校授業料等軽減事業補助金」（平成26年度）

要件		授業料補助額（年額）	入学金補助額
		1年生	
市町村民税所得割額の合計	0円（非課税）	授業料年額（356,400円を限度）から就学支援金を控除した額	全日制：24,500円 通信制：14,800円
	100円以上 51,300円未満	授業料年額（297,000円を限度）から就学支援金を控除した額	
	51,300円以上 154,500円未満	授業料年額（178,200円を限度）から就学支援金を控除した額	

■岐阜県「岐阜県と国が行う私立高校生等への就学支援制度」【平成26年4月以降の新入学生への補助金：給付金・返還を要しないもの（支給）】

種類	国の制度	県の制度	県の制度（国補助）
			(3)中途退学者学び直し支援補助金
内容	(1)私立高等学校等就学支援金【新制度】	(2)私立高等学校等授業料軽減補助金	授業料に係る保護者の経済的負担の一部を軽減する補助金 *学校法人等が行う制度を一定基準で県が補助
対象	全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、家庭の教育費負担を軽減するための補助金	県内の私立高等学校、又は私立専修学校高等課程、各種学校（外国人学校高等科、国家資格者養成施設）に在籍	私立高等学校等就学支援金【新制度】と同じ

		格者養成施設)に在籍	
	生徒及び保護者の住所地を問わない	保護者が県内に在住	生徒及び保護者の住所地を問わない
申請時期等	各学校で申請受付 在学中、毎年申請が必要	各学校で申請受付 在学中、毎年申請が必要	各学校で申請受付 在学中、毎年申請が必要
補助の方法と申請時期	学校法人が代理受領し、授業料と相殺等	学校法人等が口座振込又は授業料請求を減額	学校法人が代理受領し、授業料と相殺等
要件等	<p><基本額:118,800円(年額)> 保護者*1 の市町村民税所得割額が 304,200 円未満の場合 → 基本額のみ</p> <p><加算額 A 2.5倍加算: + 178,200 円(年額)> 保護者の市町村民税所得割額が非課税の場合 → 基本額 + 加算額 A=297,000 円</p> <p><加算額 B 2 倍加算: + 118,800 円(年額)> 保護者の市町村民税所得割額が 51,300 円未満の場合 → 基本額 + 加算額 B=237,600 円</p> <p><加算額 C 1.5 倍加算: + 59,400 円(年額)> 保護者の市町村民税所得割額が 154,500 円未満の場合 → 基本額 + 加算額 C=178,200 円</p>	<p><第1種:9,000円(年額)> 保護者の市町村民税所得割額が非課税の場合</p> <p><第2種:51,300円(年額)> 保護者の市町村民税所得割額が 51,300 円未満の場合</p> <p><第3種:34,200円(年額)> 保護者の市町村民税所得割額 ・家計急変の場合(月額 5,700 円) 年度途中の死亡、罹災、失業等</p>	<p><支給要件>※①～⑤全て満たす方</p> <p>① 高等学校等を卒業又は修了していない方</p> <p>② 高等学校等に在学した期間が 36 月を超える方</p> <p>③ 高等学校等を中退したことのある方</p> <p>④ 学び直し支援金の受給期間が通算 24 月未満の方</p> <p>⑤ 保護者の市町村民税所得割額が 304,200 円未満の方</p> <p><支給額></p> <p>月額授業料の場合は、就学支援金(新制度)と同様に、保護者の市町村民税所得割額により、就学支援金(新制度)と同額を支給します</p>

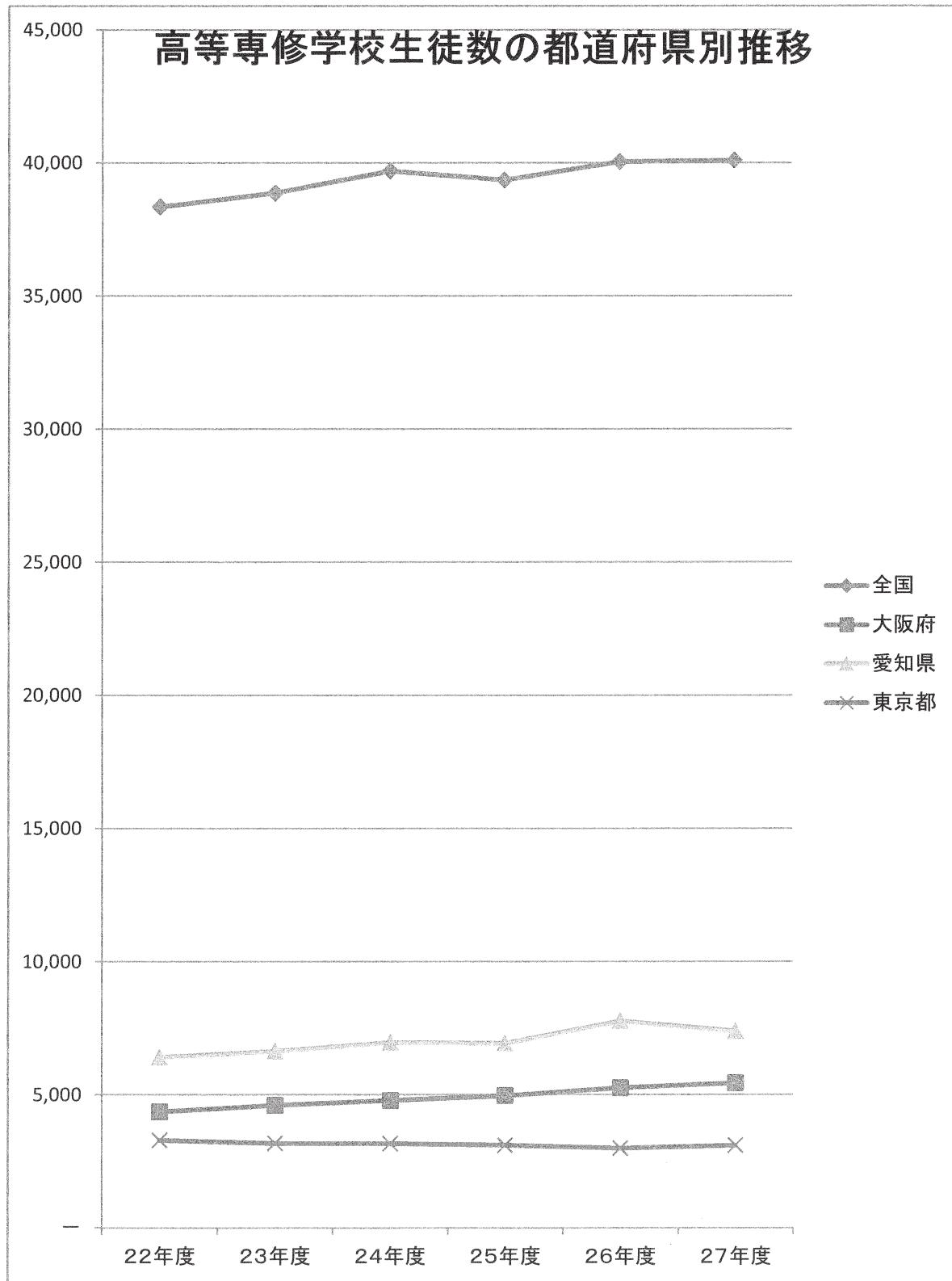
*1 保護者が両親の場合には、両方の市町村民税所得割額を合計します。

※上記の資料は、事務局が各都府県の HP を参考に作成したもので、文責は事務局

【参考資料1-2】

高等専修学校生徒数の都道府県別推移

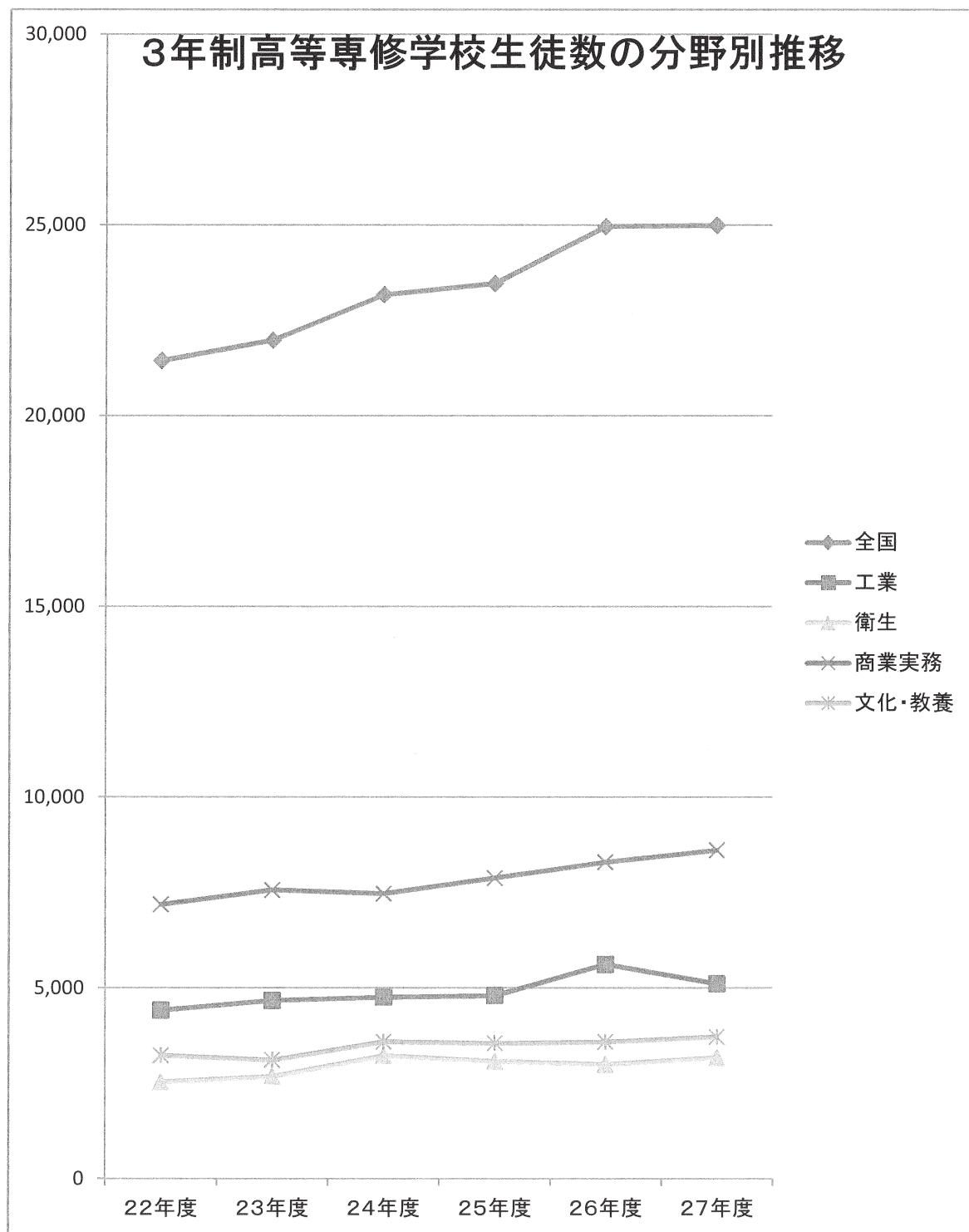
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27-22増減	増減率
全国	38,349	38,865	39,698	39,359	40,048	40,095	1,746	4.6%
大阪府	4,361	4,601	4,788	4,967	5,262	5,439	1,078	24.7%
愛知県	6,412	6,633	6,965	6,937	7,775	7,393	981	15.3%
東京都	3,294	3,177	3,167	3,105	2,991	3,102	-192	-5.8%



【参考資料1-2】

3年制高等専修学校生徒数の分野別推移

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	27-22増減	増減率
全国	21,439	21,977	23,169	23,464	24,960	24,993	3,554	14.2%
工業	4,415	4,672	4,762	4,804	5,623	5,116	701	13.7%
衛生	2,535	2,687	3,230	3,082	3,000	3,179	644	20.3%
商業実務	7,190	7,571	7,475	7,887	8,302	8,617	1,427	16.6%
文化・教養	3,234	3,114	3,590	3,551	3,586	3,723	489	13.1%



＜参考資料2＞

○高等学校における発達障がいのある生徒の在籍状況について

- ・ 現在、高等学校における発達障がいのある生徒の在籍状況に関する全国的なデータはないが、いくつかの自治体では調査が行われている。例えば、チェックシート等を用いて実施した調査では、長野県（平成20年8月：全県立高校）で1.37%、徳島県（平成18年9月：8市4町の一部）で2.6%、大分県（平成20年11月：全高等学校）で1.0%の在籍率という結果となっている。
- ・ この調査に準じた方法で実態調査を実施した中学校について、在籍する発達障がい等困難のある生徒の一部の学校卒業後の進路状況（平成21年3月時点）を文部科学省において分析・推計した。その結果、調査対象の中学校3年生全体のうち、発達障がい等困難のあるとされた生徒の割合は約2.9%であり、そのうち約75.7%が高等学校に進学することとしているとのデータが得られた。これらの高等学校に進学する発達障がい等困難のあるとされた生徒の高等学校進学者全体に対する割合は約2.2%であった。
- ・ 課程別では、全日制課程の推計在籍率1.8%に比べ、定時制課程14.1%、通信制課程15.7%と相対的に高い比率となっている。また、学科別にみると、普通科が2.0%、専門学科が2.6%、総合学科が3.6%となっている。
- ・ このように、中学校において発達障がい等により困難のあるとされた生徒が高等学校に進学しており、地域差や課程・学科による差異はあるものの、平均すれば生徒総数の約2%程度の割合で発達障がい等困難のある生徒が高等学校に在籍している状況が窺える。

「高等学校における特別支援教育の推進について 高等学校ワーキング・グループ報告」より抜粋（平成21年8月27日 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議 高等学校ワーキング・グループ）

○通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のある児童生徒に関する調査結果

平成24年12月5日、文部科学省は「通常の学級に在籍する発達障がいの可能性のあ

る特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」を発表。調査は、平成24年2月から3月にかけて、全国（岩手、宮城、福島を除く）の公立の小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒（標本児童生徒数は、小学校：35,892人、中学校17,990人の合計53,882人）。調査結果は、「学習面又は行動面で著しい困難を示す」児童生徒の割合は6.5%（小学校7.7%、中学校4.0%）という推定値となっており、平成14年調査（調査は5地域）とは調査の性格が異なることから、単純な比較はできないが、前回調査では6.3%であった。

○大学等における発達障がいのある学生の在籍状況について

- 独立行政法人日本学生支援機構の「平成26年度 大学、短期大学及び高等専門学校における障がいのある学生の就学支援に関する実態調査結果報告書」（平成25年3月）によると、平成26年5月1日現在、全国の大学、短期大学、高等専門学校における発達障がい学生（障がい学生とは：身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳を有している学生又は健康診断等において障害があることが明らかになった学生（重複する場合は実数）と定義）2,722人であり、全学生数318万9,744人の0.08%であった。
- 同調査によると、「視覚障がい」710人、「聴覚・言語障がい」1,654人、「肢体不自由」2,534人、「病弱・虚弱」3,037人、「重複」326人、「発達障がい」2,722人、「その他」3,144人で合計14,127人（前年度13,449人）。障がい学生在籍率は0.44%（同0.42%）であった。

全専各連総発第126号
平成27年10月26日

高等専修学校
理事長・校長殿

全国高等専修学校協会
会長 清水 信一
制度改善研究委員会
委員長 大岡 豊

公印省略

「高等専修学校の実態に関するアンケート調査」ご協力のお願い

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より本協会の事業に格別のご理解を賜りますこと、厚くお礼申し上げます。

さて、本調査は、高等専修学校振興のための必要措置及び予算要望の資料を収集する趣旨で実施いたしております。本年度の調査におきましては、「卒業者の状況について」を新たにお尋ねしております。進学・就職などの進路状況を高等学校等と比較して、今後の課題を探ります。

今後、高等専修学校は公的教育機関として、行政に対していろいろな要望等をする場合、調査・データ収集と理論武装が必要不可欠となります。就学支援金・不登校生徒・発達障がい等のある生徒、と並び、卒業者の状況につきましても、積極的なご回答をお願い申し上げます。

また、高等専修学校が、学校評価の実施およびその結果の公表を進めることは、社会的信頼性を高めるとともに、国や地方自治体に対して財政支援等を求めて行くうえでも、喫緊の課題となっております。平成27年3月、文部科学省は自己評価と学校関係者評価を実施するにあたっての“ポイント集”である「学校評価を活かした専修学校の質保証・向上に向けて～専修学校における学校評価実践の手引き～」(http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2015/05/15/1356302_01.pdf)を公表いたしました。この中には、高等専修学校を対象とした自己評価項目の例示や活用例なども掲載されております。本協会として、高等専修学校における学校評価と情報公開の実施率を高め、諸施策への反映を促すためにも、アンケート調査のご回答とご協力をお願いする次第です。

なお、昨年度のアンケート調査に引き続き本年度も「学校における保険制度について」をお尋ねします。本協会としては、過去に高等専修学校の体育活動中に突然死事故が発生し、現状の保険制度では救済されなかったため、高等学校と同様に（独）日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に、3年制の大学入学資格付与指定校を中心に加入を認めてもらうことを運動方針としてきました。ただし、昨年度のアンケート調査の結果から、保険制度を正しく理解していない学校も見られましたので、参考資料として「災害共済給付制度のお知らせ」を同封いたしました。学校管理下において、生徒の突然死に死亡見舞金が給付される保険は「災害共済給付制度」だけですが、加入が認められるためには法改正が必要です。現在加入している保険と比較・検討する資料としてご理解ご活用くださるよう、お願ひいたします。

【調査提出】平成27年11月16日（月）までに必着で、本会にFAXをお願いいたします。

※本調査は本協会のHP (<http://www.zenkokukoutousenshugakkouyoukai.gr.jp/>) からもダウンロードできます。

* 本調査に関するお問い合わせ先

【担当】全国高等専修学校協会 柴田 e-mail:shibata@sgec.or.jp

TEL : 03-3230-4814 **FAX : 03-3230-2688**

平成27年度高等専修学校の実態に関するアンケート調査

都道府県名 () 貴校名 ()
 分野 (工業、農業、医療、衛生、教育・社会福祉、商業実務、服飾・家政、文化・教養) (複数選択可)
 生徒数 (人 : うち1・2年生 人) (生徒数は平成27年5月1日現在の数でご回答ください)
 記載者ご芳名 : E-mail アドレス (:)

I. 就学支援金支給状況・家庭環境・不登校生徒・発達障がい等のある生徒

問1. 貴校の就学支援金の支給状況について、該当する生徒数を記入してください(1・2年生対象)。

①年収250万円未満程度	生活保護世帯：月額9,900円の支給限度額が2.5倍加算
②年収250～350万円未満程度	生活保護に準じる世帯：月額9,900円の支給限度額が2.0倍加算
③年収350～590万円未満程度	月額9,900円の支給限度額が1.5倍加算
④私立高等学校等奨学給付金	年額38,000円～138,000円程度：各都道府県により制度の詳細は異なる
⑤家計急変世帯等	その他、倒産、失職などによる家計急変世帯

区分	①年収250万円未満程度(2.5倍加算)	②年収250～350万円未満程度(2.0倍加算)	③年収350～590万円未満程度(1.5倍加算)	④私立高等学校等奨学給付金	⑤家計急変世帯等
人数	人	人	人	人	人

3年生対象(旧制度)

	①生活保護世帯(2倍加算)	②生活保護に準じる世帯(1.5倍加算)	③家計急変世帯
人数	人	人	人

問2. 生徒の家庭の状況をご記入ください。

母子・父子の一人親の生徒数	人	両親のいない生徒数	人
---------------	---	-----------	---

問3. 貴校の各都道府県育英奨学金等を受給している生徒数をご記入ください。

人

問4. 貴校に在籍する生徒数の内訳について、不登校生徒数および高校中退・既卒の生徒数ならびに在日外国人生徒数も含め、お答えください。

※不登校生徒・・・中学校時代に不登校を経験していた生徒。不登校とは学校基本調査にある年間30日以上の欠席のこと。

※既卒の生徒・・・中学校を卒業して就職または上級校に進まなかった生徒。

※外国人生徒・・・「外国人」とは、日本の国籍を持たない者。日本と外国の両方に国籍を有する者は日本人とする。

	生徒数	不登校生徒数	高校中退・既卒生徒数	外国人生徒数
全学年	人	人	人	人

問5. 発達障がいのある生徒数について、お答えください。

※発達障がいのある生徒・・・「療育手帳」・「精神障害者保健福祉手帳」等を有している又は医師の「診断書」の有る生徒

※支援・特別措置生徒・・・発達障がいがあるとの診断書はないが発達障がいではないかと思われ、何らかの支援(教育上の配慮等)を行っている生徒

学校全体の生徒数			平成27年度入学者数			
全学年生徒数 (=問4)	発達障がいのある生徒数	支援・特別措置生徒数	入学者数	発達障がいのある入学者数	支援・特別措置入学者数	
人	人	人	人	人	人	

問 6. 貴校の平成26年度における卒業者の状況についてお答えください。なお、高等学校等と比較するため、文部科学省の学校基本調査と同じ項目・分類としております。

※大学等進学者・・・大学の学部・通信教育部・別科、短期大学への進学者。また、進学しつつ就職した者を含む。

※その他進学者・・・専修学校一般課程、各種学校、公共職業能力開発施設へ入学した者。

※就職者・・・正規の職員等でない者、一時的な仕事に就いた者を含む。ただし、A-Cの進学者は除く。

平成26年度 卒業者数計	進学者			D 就職者数	E 左記以外の 者数
	A 大学等進学 者数	B 専門学校進 学者数	C その他進学 者数		
人	人	人	人	人	人

II. 学校における保険制度について

問 7. 学校の管理下における生徒の災害等に対し、療養に要する費用等の救済を行う保険制度についてお尋ねします。同封資料「災害共済給付制度のお知らせ」をご覧ください。

本協会としては、過去に高等専修学校の体育活動中に突然死事故が発生し、現状の保険制度では救済されなかっただけで、高等学校と同様に（独）日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」に、3年制の大学入学資格付与指定校を中心に加入を認めてもらうことを運動方針としてきました。学校管理下において、生徒の突然死に死亡見舞金が給付される保険は「災害共済給付制度」だけですが、加入が認められるためには、法改正が必要となります。本協会として、今後とも強く要望・運動を継続するために調査を行います。

ア. 加入を希望する

イ. 加入を希望しない（理由：）

※なお、昨年度のアンケート調査で「加入を希望しない」という回答の理由として、「すでに技能連携先で加入している」という意見がいくつか見られましたが、技能連携先の加入では、連携授業のみが保険の対象で、貴校の連携授業以外の例えば、学校管理下の体育活動中などが保険の対象となっているのか、ご確認くださいようお願いします。

III. 自己評価

問 8. 自己評価を実施・公表していますか（一つだけ選択）

ア. 実施し、かつ、公表している（一部または全部） イ. 実施しているが、公表していない

ウ. 実施していない エ. その他（具体的に）

※問9に関しては、問8でアを選択した場合のみ回答してください

問 9. 公表されている文部科学省「専修学校における学校評価ガイドライン」の〔高等専修学校の評価項目・指標等を検討する際の視点となる例〕(P42)に基づき、評価項目として設定しているかどうか、(http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/1332632.htm)

A. Webサイト等により提供 している	B. 入学案内・説明会において提 供している	C. 求めに応じて提供している
-------------------------	---------------------------	-----------------

の区分から、該当するもの全てを選び「1」を記入してください。（複数選択可）

項目	A	B	C
①教育理念・目的・人材育成像（学校の理念・目的・育成人材像は定められているか、等）			
②学校運営（目的等に沿った運営方針が策定されているか、等）			
③教育活動（目標の設定等、教育方法・評価等、資格試験、教職員）			
④生徒指導（基本的生活習慣の確立のための取組が行われているか、等）			
⑤特別活動（クラブ活動等特別活動を奨励、支援しているか、等）			

⑥学修成果（進学率や就職率の向上が図られているか、等）			
⑦生徒支援（生徒に対する経済的な支援体制は整備されているか、等）			
⑧教育環境（施設・設備は、教育上の必要性に十分対応できるよう整備されているか、等）			
⑨生徒の受け入れ募集（中学校等接続する機関に対する情報提供等の取組が行われているか、等）			
⑩財務（中長期的に学校の財務基盤は安定しているといえるのか、等）			
⑪法令等の遵守（法令、専修学校設置基準等の遵守と適正な運営がなされているか、等）			
⑫社会貢献・地域貢献（学校の教育資源や施設を活用した社会貢献・地域貢献を行っているか、等）			

※問 10～11 に関しては、問 8 でア、イを選択した場合のみ回答してください

問 10. 上記の項目の中で、貴校が実施している自己評価の項目として、重点的に取り組むことが必要な上位 5 つの項目についてご記入ください

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

問 11. 自己評価の結果は学校改善に役立つと感じていますか（一つだけ選択）

- ア. 大いに役立った イ. ある程度役立った ウ. あまり役に立たなかった
- エ. まったく役に立たなかった オ. 現状では判断できない（どちらともいえない）

問 12. 自己評価を行った成果として考えられるものを選んでください（複数選択可）

- ア. 次年度の学校改善の取組みの参考になった イ. 改善点が明確になった
- ウ. 全教職員の課題に対する共通理解が推進された エ. 教職員の改善への意識が喚起された
- オ. 生徒・保護者の意識が把握できた カ. 保護者との連携が促進された
- キ. 地域との連携が促進された ク. 生徒の学力の向上につながった
- ケ. 生徒の意識が変化した ゴ. その他（具体的に)

※問 13 は、問 8 でウを選んだ場合のみお答えください。

問 13. 自己評価を実施していない理由は何ですか（複数選択可）

- ア. 実施方法が分からない イ. 要員が確保できない ウ. 時間がない
- エ. 必要性を感じない オ. その他（具体的に)

IV. 学校関係者評価

問 14. 学校関係者評価を実施・公表していますか（一つだけ選択）

- ア. 実施し、かつ、公表している（一部または全部） イ. 実施しているが、公表していない
- ウ. 実施していない エ. その他（具体的に)

※問 14 でア、イを選択した場合のみ回答してください

問 15. 学校関係者評価における学校関係者の構成について該当するものの人数を記入してください。
(複数選択かつ 人数を記入)

ア.PTA 等の役員	イ.地域住民（保護者を除く）	ウ.関係団体・機関の構成員
エ.保護者（PTA 等の役員を除く）	オ.学識経験者	カ.他の高等専修学校の教職員
キ.中学校の教職員	ク.高等学校の教職員	ケ.地域企業、関連企業
コ.その他：具体的に		

※問14でウを選んだ場合に回答してください。

問16. 学校関係者評価を実施していない理由は何ですか（複数選択可）

- ア. 実施方法が分からない イ. 要員が確保できない ウ. 時間がない
エ. 適当な学校関係者が確保できない オ. 必要性を感じない
カ. その他（具体的に)

V. 第三者評価

問17. 第三者評価を実施・公表していますか（一つだけ選択）

- ア. 実施し、かつ、公表している（一部または全部） イ. 実施しているが、公表していない
ウ. 実施していない

問17-2. 問17でア. イを選んだ場合に回答してください。

第三者評価機関の名称をご記入ください ()

VI. 教育活動情報の公開

問18. 公表された「高等専修学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」（同P61）の各項目について情報提供を行っているかどうか、

A. Webサイト等により提供している	B. 入学案内・説明会において提供している	C. 求めに応じて提供している
---------------------	-----------------------	-----------------

のそれぞれの観点から判断し、提供している項目について下記の表に「1」を記入してください。
(複数選択可)

項目	A	B	C
①学校の概要（校長名、所在地、沿革・歴史、学校の特色など）			
②目標及び計画（教育目標、経営方針、教育指導計画など）			
③各学科（コース）等の教育（定員数・入学者数、カリキュラム、資格取得状況、卒業者数・卒業後の進路など）			
④生徒指導・生活指導（方針・基準、取組状況）			
⑤キャリア教育等（キャリア教育への取組状況、就職支援等への取組状況）			
⑥様々な教育活動（学校行事への取組状況、部活動・生徒会活動等の状況、家庭・地域等との連携による取組など）			
⑦教職員（教職員数・教職員の組織・活動）			
⑧入学者選抜、生徒納付金・就学支援（入学者選抜の方針・方法、生徒納付金の取扱い、就学支援措置の内容など）			
⑨学校の財務（貸借対照表・収支計算書など）			
⑩学校評価（自己評価・学校関係者評価の結果、改善方策など）			
⑪その他（学則、学校運営の状況に関するその他の情報など）			

ご協力ありがとうございます。

返却用FAX 03-3230-2688 へご送付ください。

※本調査は本協会の HP (<http://www.zenkokukoutousenshugakkouyoukai.gr.jp/>) からもダウンロードできます。

「災害共済給付制度」のお知らせ

「災害共済給付制度」は、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び保育所等(以下「学校」という。)の管理下で、児童、生徒、学生又は幼児(以下、「児童生徒等」という。)の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)が発生したときに、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の給付)を行う、国・学校の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色があります。

■災害共済給付制度の特色■

- 低い掛金で、厚い給付が行われます。
- 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- 学校の責任において提供した食物によるO-157等の食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります。

給付の対象となる「学校の管理下」と災害の範囲

■学校の管理下の範囲

①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 (保育所等における保育中を含みます)	例 各教科(科目)、保育中、特別活動中(学級活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等)
②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	例 部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導
③休憩時間、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合	例 始業前、業間休み、昼休み、放課後
④通常の経路及び方法により通学(通園)する場合	例 登校(登園)中、下校(降園)中
⑤その他、これらに準ずる場合として文部科学省令で定める場合	例 寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所又は寄宿舎と住居との間を合理的な経路・方法で往復するとき

■災害の範囲

災害の種類	災 害 の 範 囲	給 付 金 額
負 傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が定められている。)に「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額。また、入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾 病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの 〔・給食等による中毒・ガス等による中毒・溺水・熱中症 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病〕	障害見舞金 3,770万円～82万円 〔通学(園)中の災害の場合 1,885万円～41万円〕
障 害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害で、その程度により第1級から第14級に区分される	障害見舞金 3,770万円～82万円 〔通学(園)中の災害の場合 1,885万円～41万円〕
死 亡	学校の管理下の事由による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡 学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となつて発生したもの 学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	死亡見舞金 2,800万円〔通学(園)中の場合 1,400万円〕 死亡見舞金 2,800万円〔通学(園)中の場合 1,400万円〕 死亡見舞金 1,400万円〔通学(園)中の場合も同額〕

(注 見舞金については、平成17年度以降に給付事由が生じた場合の額です。)

- 1 独立行政法人日本スポーツ振興センターが給付する医療費は、医療保険(健康保険、国民健康保険など)の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- 2 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のものをいいます。(例えば、被扶養者(家族)である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。)
- 3 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 4 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないと、時効によって請求権がなくなります。
- 5 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 6 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その限度において、給付を行わない場合があります。
- 7 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校・保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- 8 高等学校の生徒及び高等専門学校の学生が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。
- 9 高等学校の生徒及び高等専門学校の学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

加入手続きと共済掛金の額

災害共済給付への加入は、学校が保護者の同意を得た上で共済掛金を集め、学校の設置者が一括加入の手続をとります。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入は継続されます。

◎平成 27 年度 共済掛金の額

(児童生徒等1人当たり年額 単位:円)

学校種別	一般児童生徒等	要保護児童生徒
義務教育諸学校	920 (460)	40 (20)
高等学校	全日制	1,840 (920)
	定時制	980 (490)
	通信制	280 (140)
高等専門学校	1,880 (940)	—
幼稚園	270 (135)	—
幼保連携型認定こども園	270 (135)	—
保育所等 特定保育事業	350 (175)	40 (20)

- ※ 保育所等:保育所、保育所型認定こども園(保育所)、幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設、地方裁量型認定こども園(保育機能施設)
- ※ 特定保育事業:家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業
- ※ 幼稚園型認定こども園については、幼稚園部分は「幼稚園」、保育機能施設部分は「保育所等」の共済掛金額になります。
- ※ ()内は沖縄県における共済掛金額です。
- ※ 共済掛金のうち、義務教育諸学校では 4割から 6割を、その他の学校では 6割から 9割を保護者が負担し、残りを学校の設置者が負担します。
- ※ 災害共済給付契約に免責の特約を付した場合は、左表の額に 1人当たり 25円(高等学校通信制は 2円)を加えた額が共済掛金の額になります。
(免責の特約に係る共済掛金分は全額設置者負担)。

給付を受けるための手続き

<例> 学校の管理下で災害に遭い病院等へかかったとき【医療費の請求】

- (1) 学校において、災害の発生状況等を証明する「災害報告書」を作成します。
保護者は、「医療等の状況」の用紙を学校から受け取り(ホームページからもダウンロードできます)、受診した医療機関へ持参し、診療点数等の証明を受けます。※
- (2) 設置者は、(1)の書類を含む請求に必要な書類を、独立行政法人日本スポーツ振興センター担当部署へ提出します。
- (3) センター担当部署において審査の上、給付金額を決定し、設置者を通じて保護者へお支払います。

※留意事項

「医療等の状況」等の証明については、日本医師会等の特別の配慮により御協力をいただいております。そのため、「医療等の状況」等の証明を受ける場合は、医師等の都合を確かめてからお願ひしてください(用紙を持参してもその場ですぐに書いていただく訳にはいかない場合もあります。)。証明を依頼するに当たっては、丁重にお願いしてください。

請求・給付の手続きは、学校・学校の設置者を通じて行われます。保護者の皆様におかれましては、学校の指示を受けて必要書類を揃えてください。また、治療の経過を随時報告するなど、学校との密な連携をお願いします。

災害共済給付については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号）により定められています。この「制度のお知らせ」は、災害共済給付制度の概要を記載したものです。

独立行政法人日本スポーツ振興センター

学校安全 Web ホームページ : <http://www.jpnsport.go.jp/anzen/>

■給付金の請求及び支払に関するご質問 : 下記の担当部署

給付 第二課	Tel 03-5410-9162 (茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉) 03-5410-9163 (東京、神奈川、新潟、山梨、長野)	〒107-0061 東京都港区北青山 2-8-35 独立行政法人日本スポーツ振興センター本部事務所
仙台給付課	Tel 022-716-2107 (北海道、青森、岩手) 022-716-2108 (宮城、秋田、山形、福島)	〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1-5-15 日本生命仙台勾当台南ビル 8 階
名古屋給付課	Tel 052-533-7822 (福井、愛知、三重) 052-533-7823 (富山、石川、岐阜、静岡)	〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 16 階
大阪給付課	Tel 06-6456-3602 (大阪、奈良、和歌山) 06-6456-3603 (京都、滋賀、兵庫)	〒530-0001 大阪市北区梅田 1-11-4 大阪駅前第 4 ビル 7 階
広島給付課	Tel 082-511-2956 (鳥取、島根、岡山、広島、山口) 082-511-2957 (徳島、香川、愛媛、高知)	〒730-0011 広島市中区基町 9-32 広島市水道局基町庁舎 10 階
福岡給付課	Tel 092-738-8725 (福岡、鹿児島、沖縄) 092-738-8726 (佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎)	〒810-0001 福岡市中央区天神 4-8-10 都久志会館 5 階

□学校安全部では、災害共済給付制度を活用し、学校災害減少を目的とした学校安全支援業務も実施しています。

学校安全 Web ホームページから、災害事例や事故対策等の情報をお役立てください。

平成 27 年度 高等専修学校への都道府県の助成状況

平成27年度 高等学校運営費補助金の実績状況							
県名	運営費補助 @…生徒一人あたり	設備費 補助	生徒への助成	授業料 軽減	本会員校数	H27高等課程 生徒数	H26高等学校 助成状況
☆ 北海道	学校法人立指定校・技能連携校 @62,887円 その他学校法人立 @39,740円		○	○	5	1,283	343,057
☆ 青森	学校法人立 (生徒数が収容定員の3分の1以上等) @27,588円 非学校法人立 (生徒数が収容定員の3分の1以上等) @12,477円		○	○		209	316,384
岩手	学校法人立 @35,960円		○		3	139	335,932
☆ 宮城	学校法人立指定校 1校60万円と その他学校法人立 @19,966円	○			1	235	314,114
秋田						120	320,978
☆ 山形	学校法人立指定校・技能連携校 学法立以外 @72,278円 @10,944円		○	○	2	28	364,783
福島	学校法人立指定校 その他学校法人立 @46,000円 @22,500円			○	7	901	336,965
	非学校法人立指定校 @15,000円			○			
	その他非学校法人立 @7,500円			○			
☆ 茨城	学校法人立 @65,000円		○	○	1	605	332,100
栃木	学校法人立 専修学校及び各種学校総額 45,430千円				2	588	313,229
☆ 群馬	学校法人立・財団法人立指定校 @79,930円		○	○	4	365	346,495
☆ 埼玉	学校法人立・財団法人立非指定校 @19,930円						
☆ 千葉	法人立 @76,700円		○	○	3	732	270,078
☆ 東京	学校法人立 @169,220円		○	○	4	793	328,096
	学校法人立 @158,600円	○	○	○	31	3,102	375,177
	非学校法人立 @52,800円			○			
☆ 神奈川	私立専修学校障害児教育事業費補助金(1) @392,000円						
	学校法人立 @124,250円			○	7	1,801	293,938
	非学校法人立 @21,300円			○			
☆ 新潟	学校法人立 @21,700円		○	○		140	319,472
富山	知事特認校加算 350万円	○	○		1	155	333,181
	学校法人立 1校 100万円						
	学生生徒割 (専修学校総額) 470万円						
石川	学校法人立指定校・非指定校含む @27,100円	○	○			73	348,841
福井	学校法人立指定校 @45,000円			○	2	129	322,722
山梨	学校法人立 (県内生) 1校50万円と @ 4,000円					89	338,560
	学校法人立 (県外生) 1校50万円と @ 2,000円						
☆ 長野	学校法人立 (3年制一般補助) @46,440円		○	○	2	258	313,435
	学校法人立 (3年制特別補助として加算) @30,000円		○	○			
岐阜	学校法人立技能連携校 @59,517円		○	○	6	797	337,560
☆ 静岡	学校法人立 @88,910円	○	○		11	1,341	363,298
☆ 愛知	学校法人立 @133,300円		○	○	25	7,393	306,890
☆ 三重	非学校法人立 1校978,600円			○			
	学校法人立指定校 1校15万円と @28,360円		○	○	1	807	316,421
	学校法人立非指定校 @18,850円			○			
滋賀	学校法人立技能連携校 @80,000円		○		1	104	319,000
京都	学校法人立 (修業年限3年以上) 1校 270万円	○	○			519	335,198
	学校法人立 (修業年限3年未満) 1校 230万円						
	複数学科加算分 1学科 55万円						
☆ 大阪	学校法人立 @307,700円	○	○	○	24	5,439	277,650
兵庫	学校法人立指定校 @140,651円		○	○	18	1,652	340,003
奈良	学校法人立 1校 140万と @34,500円			○	7	368	321,326
和歌山	学校法人立 @30,000円	○	○			137	323,747
鳥取	(専修学校全体) 17校 総額 1,869万8千円 (そのうち、技能教育施設) 3校 総額 8,124万7千円		○		6	415	479,119
☆ 島根	学校法人立指定校 @102,736円	○	○			134	299,034
	学校法人立非指定校 @20,437円						
岡山							
広島	学校法人立 (3年制) @36,000円		○	○	3	251	283,071
山口	学校法人立指定校 @70,000円		○	○	5	1,118	343,733
					1	596	337,500
徳島							
香川							
愛媛							
高知	学校法人立 @21,160円		○	○	2	59	325,229
福岡	学校法人立指定校 @22,500円	○	○		4	2,772	335,900
佐賀	学校法人立 @11,262円	○	○	○	3	887	349,004
長崎	学校法人立 @6,300円					482	338,383
熊本	学校法人立指定校 @15,000円		○	○	5	816	325,204
大分						436	322,311
☆ 宮崎	学校法人立 @263,300円	○	○		2	583	313,229
鹿児島	(学校法人立専修学校全体) 総額 3,322万1千円				2	104	323,266
沖縄	学校法人立指定校 @ 55,000円			○	2	460	313,436

(1) 交付年度5月1日現在障害児が在籍。

(※印は前年度比単価等が増額した都道府県)

H27会員校数 H27生徒数 全国平均額

204 40, 095

全國平均額
329.05%

全国高等専修学校協会 制度改善研究委員会 名簿

全国高等専修学校協会

会長 清水 信一 東京都 武藏野東高等専修学校

制度改善研究委員会

委員長	大岡 豊	兵庫県	大岡学園高等専修学校
副委員長	小川 明治	愛知県	名古屋工学院専門学校
委員	細谷 祥之	茨城県	細谷高等専修学校
委員	小倉 基宏	群馬県	専門学校群馬自動車大学校
委員	大竹 嘉明	東京都	大竹高等専修学校
委員	渡辺 正司	東京都	武藏野東高等専修学校
委員	対馬 伸二	神奈川県	生蘭高等専修学校
委員	岩谷 大介	神奈川県	岩谷学園高等専修学校
委員	宮治 友也	愛知県	安城生活福祉高等専修学校
委員	小寺 克一	大阪府	近畿情報高等専修学校

平成27年度
高等専修学校の実態に関する
アンケート調査報告書

発行日 平成28年2月

発行 全国高等専修学校協会
〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-25

(私学会館別館)

電話 03-3230-4814

<http://www.zenkokukoutousenshugakkouyoukai.gr.jp/>

